

1. 件 名 : 「リサイクル燃料貯蔵株式会社による使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の計画の認可申請に係るヒアリング (20)」

2. 日 時 : 令和4年2月9日 (水) 14時00分~16時50分

3. 場 所 : 原子力規制庁 10階会議室 (TV 会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、石井企画調査官、中野上席安全審査官、野村主任安全審査官、田中管理官補佐、有田安全審査官、田口安全審査専門職、内海安全審査専門職、鈴木安全審査専門職、川村安全審査専門職、赤石原子力規制専門員

専門検査部門

早川上席原子力専門検査官、千葉主任原子力専門検査官

リサイクル燃料貯蔵株式会社

赤坂常務取締役 他26名

東京電力ホールディングス株式会社

輸送技術グループマネージャー 他1名

日本原子力発電株式会社

炉心・燃料サイクルグループ担当

5. 自動文字起こし結果 : 別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	規制庁仲野です。田宮委員、有井です。いいですかね。今日は尾崎がちょっと所用により欠席のために私が最初ちょっと話させていただきます。
0:00:14	本日はですね、今までご提出いただいた各種説明資料と、それから申請書に関してですね、こちら側からの指摘事項について、一通り説明させていただきます。
0:00:28	それで、今日一つ一つを回答いただいとちょっと時間もなくなっちゃいますんで、また準備にも時間かかると思っていますので、まずはこちらの質問の、
0:00:39	内容を聞いていただくとともに、その質問について、議員があるところ、その意図がわからないところについては、その都度都度というか条文ごとぐらいですね、区切って、質問いただければと思っています。
0:00:53	よろしいですか。
0:00:57	R F S 東京事務所の承知しました場大体条文ごとで区切られてそこで我々から質問がある場合は質問するという事で承知いたしました。はい。そういうことでお願いしますので、この回答は不要です。牛土設問に対しての質問をお願いします。
0:01:14	では規制庁側から衛藤。
0:01:17	質問の方をお願いします。
0:01:24	規制庁オザワです最初私からでよろしいでしょうか。はい。大丈夫ですね。
0:01:30	そうしましたら、
0:01:35	R F S の方からですね、説明資料として提示いただいている③-1 と③の2に関して、これ確認事項として
0:01:47	何点かお伝えいたします。
0:01:50	まず一つ目が、その3-1 ですね、設計条件の変更の運営。
0:01:58	回析の変更の有無っていうのは、事業許可からの変更の有無をさしているんでしょうか。っていうのはですね、
0:02:09	例えば耐震で許可から変更なしと説明しているところがですね、設計上、設計していますけれども、設計条件が、
0:02:21	変わったのかとそうするとその解析の変更への設計条件のところに丸がついていたりしてですね、解析の変更についてもそうすると0 になると思うんですけども、バーとなっていたりとかですね、ここで
0:02:35	解析手法に変更がないということの意味しているのかというようなところでちょっと表の読み方についての確認が1 点です。
0:02:47	次がですね3-1 と3-2 についてなんですけれども、その設工認の変更の有無についてっていうところですね、これは
0:02:58	平成22 年ですね、認可されているその設工認からの変更の有無を示しているのでしょうかということでこれ3-1 と3-2 で、
0:03:08	両方とも同じ意味合いでこう記載されているのかっていうところの確認です、3-1 と3-2 を単純に比較すると、丸のついている箇所だとか

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	がですね、違うところとかも見られるので、ちょっとここも表の読み方の確認です。
0:03:26	次ですが、
0:03:29	主要設備名のところですね、条文のところの変更項目の内容が2ですね、バーと記載されているところがあるんですけどもこのバーというのが、
0:03:41	何を示しているんですかっていう。
0:03:45	ところですよ。
0:03:49	次ですけども。
0:03:51	これちょっと一つ目のんと関係してるんで関連してるんですけども、その第7条の条文ですね、設計条件の変更の有無というところに丸がついていて、
0:04:05	その変更項目内容にですね。
0:04:07	その事業変更許可から変更なし、これ一つ目と一緒にご質問ですね、変更なしで設工認の変更の有無は基本設計方針の添付20となっているところのこれも読み方の確認ですよ。
0:04:23	次ちょっと15条に関連してこれも読み方の確認ですね、第15条の仮置が大立てを。
0:04:33	講師が大、検査課題本についてについてですね、変更項目のないようにですね、事業許可から変更なしと記載され、
0:04:45	と記載されていないんですけども、その大事業の要求に対してですね、事業許可から、記載されているところですね、これ事業許可から変更なし。
0:04:57	ということではないんでしょうかっていうところとですね、これは
0:05:03	変更区分のところ、
0:05:07	受け入れ区域天井クレーンの記載の、
0:05:11	ようにですね、この変更区分というのは既設括弧改造となるのが正解なんじゃないんですかっていうようなところでこれも読み方の確認です。
0:05:25	それとですね。
0:05:31	ちょっと少々お待ちください。
0:05:37	この表のですね、既設新設改造というところの書かれているこの定義なんですけども。
0:05:48	どういう意味合いで書かれているのかっていうのは、これどこかに定義が記載されているということであれば、
0:05:55	あれなんですけども、この定義とですね、具体的にどういうものを示しているのかというのを、ちょっと事例でご説明いただきたいというのと。
0:06:08	ところですかね。衛藤。
0:06:11	3-1に関してはちょっと最後なんですけども、これ設計条件の変更の有無。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:17	解析の変更の有無っていうところなんですけれども、これ設計条件計算行動、インプットデータアウトプットデータ等についてですね。
0:06:28	許可変更時の評価、及び本申請の評価で、その変更のありなしについて内容についてご説明いただきたい。
0:06:38	この趣旨はですね。
0:06:39	例えば、その点6に説明されているような基本的安全機能に関するものというのは、基本的に許可の申請書の中にですね、中で、
0:06:51	設計条件計算コードインプットデータ分、アウトプットデータ等についてですね記載された上で審査され対象となっています。
0:07:00	それを踏まえて、その設工認においてですね、そういうものが、詳細設計を踏まえても、変わったのかどうか、基本的に変わってないという状況なんだろうと考えていますけれども、我々そういうところで確認していますので、
0:07:17	そこのところですね変わっている変わっていないというのを最終的に事業者の上映等考えてですね我々の考えを擦り合わせるというかお互い認識一緒だよなっていうところを、
0:07:31	確認するためにですね整理して示していただきたいっていうところで、これ関連するところで臨界だとか耐震のところで、同様の類似の確認事項があると思いますけれども。
0:07:43	それに類似するものです。そうするとですね、そこで同じということの詳細設計を踏まえて同じということだと、その評価の手法だとかそういうところを、もうすでに議論するものではないというところになりますので、
0:07:58	その質問のやりとりというところはまず発生しないということになります。そういうところの確認というところでコメントしているところです。
0:08:08	確認事項としてお願いしているところですね。
0:08:12	それとですね3-2に関して、
0:08:16	ですけれども、
0:08:18	これ設計条件の変更の有無だとかですね解析の変更の有無っていうのは、平成22年からの変更の有無を示しているのでしょうかっていうところですよ。
0:08:30	で、ここも表の読み方なので
0:08:35	読み方の確認で例えばですね、
0:08:38	苦情のがいて、外部事象の等のところっていうのはその新基準で、新たに加わったものだっていうところなんですけれども、その丸がついているのが電源車以外についていないっていうような、
0:08:50	な状況でちょっと読み方の確認っていうことです。
0:08:55	以上が3のうち3-2に関する確認事項で基本的な読み方に関するところがほとんどですので、その確認ということですよ。
0:09:06	とりあえずここで一度切ります。
0:09:15	規制庁ナカノです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:16	引き続きちょっとその同じ整理表の①から④について、あわせていっちゃいますけども、
0:09:23	私もちょっと同じような視点でですね、いくつか質問があって、
0:09:27	まずその佐貫さん、3-2に書いてあるところの既設工認、
0:09:32	というのが、そもそもどの設工認のこと言うのか、おそらく22年のやつだと思うんですけど、それが新設、資料上全く読めなかったの、これはわかるようにしていただきたいと。
0:09:44	ということと、
0:09:46	第1回の分割申請の設工認、
0:09:51	については、この表上どういう扱いになっているのか。
0:09:55	についてもわかるようにしていただきたいです。
0:09:58	それから、特に3-2表とかですね、
0:10:04	施設新設改造等って書いてあるこの新設スラッシュ、既設スラッシュ新設ってというのは、
0:10:12	し既設のものもあるし新設のものがあるってことがちょっとだと思うんですけど。
0:10:17	土地が新規設備を追加する。
0:10:20	本校にとって書いてあるこれの中身がわかる。
0:10:23	ように、具体的にどこのページに書いてあるというのを教えていただきたい。
0:10:28	それからその都度同様改造っていうのも、具体的に何を示してるのか。
0:10:33	示していただきたい、もしくは、それがどこのページに書いてあるのかっていうのを明確にしていきたいと思っています。
0:10:41	それから、新設っていうものなんですけども、例えば自主設備でもうすでに設置していたものを、
0:10:49	今後ですね設工認対象として格上げしたものを新設としているのか、それとも本当に全くゼロから新規でこれから作るのか、そこもちょっとわからないので、わかりやすくしていただきたいと思っています。
0:11:02	それから、ちょっとついでにオザキの質問も行っちゃいますけども、同じでですね、この、
0:11:10	変更内容、
0:11:12	③-1と③-2に書いてある変更内容項目のところに、タナカに変えた。
0:11:18	変更があったって書いてあるんですけども、具体的に何なのかわかるように、
0:11:23	概要を記載していただきたいと。
0:11:27	それから、設工認の変更の有無の欄をですね、ただ単にマルつけるんじゃないくて、該当するページがあれば、記載していただきたいということです。
0:11:39	江藤5以上が①から④の、についての質問になりますけども、何か。
0:11:45	以上でわからないところありますか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:48	はい。RFSむつのスギヤマです。江藤市、ご指摘いただいた件。衛藤。
0:11:54	内容はわかりましたので、今手直しをしております。手直しをした上で倍、再度提出をして、見ていただきたいというふうに思っております。以上です。
0:12:07	はい、ありがとうございます。
0:12:12	引き続き、
0:12:14	お願いします。
0:12:17	規制庁の河村です。私の方からちょっと工場に入る前に一つだけちょっとコメントさせていただければと思うんですけども。
0:12:28	整理表関係、①から④について、コメント等をいたしました。
0:12:35	我々としてはやはり
0:12:38	申請から
0:12:42	3ヶ月、2、3ヶ月経ったところなんですけどもいまだにちょっと工事の全体像が示されていないという部分が気になっておましてそういった意味で一体何を変更してどんな工事をするのかがわかってないと。
0:12:58	ということで先日、東京事務所の尾野さんの方にはお話をさせていただいたんですけども、ちょうど日本原燃さんの資料で、工事の、
0:13:10	内容を示せるものがありましたのでちょっと沿い、そういったものを参考にですね、工事の全体像もう一度ちゃんと説明していただければと思います。
0:13:22	すいません。これは湖面等です。続いてちょっと五条の方入らせていただきます。先ほど大澤の方からも発言ありましたけども、基本的な関係。
0:13:36	はい。今のコメントでかい確認をしたいんですけどよろしいですか。
0:13:42	はい、どうぞ。
0:13:43	RFSむつの杉山です。今の工事の方法に関しては原燃さんの濃縮魚の工事の方法に関しての、
0:13:54	資料を参考にして概略的なものを、工事をどういうふうにするかというところを、まとめて出すようにということでよろしいでしょうか。
0:14:04	はい。規制庁の河村です。そうですねちょっと原燃さんの資料の方は原燃さんと、
0:14:14	審査されてるかたのこだわりで何度もリバイスかけてるみたいなんですけども、我々としてはそこまでのものは、今んところ求めてなくて、どういった工事をするの。
0:14:27	かーとかその控除のフローですね、なったり検査のタイミングや検査の項目はどんなことを考えてるか、そこは詳細は全然必要ないんですけども。
0:14:38	判定基準とかそういうものはいらないんですけども、例えば材料検査はこのタイミングで行いましたとか、
0:14:45	外観検査はこのタイミングで行いますとかっていうのがわかるようなもの。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:50	であったりですねあと工事中の留意事項ですね、とりわけ施設内で改造するようなものであったりすると、他の設備への影響みたいなのか、気になる部分がありますので、
0:15:04	工事上の注意事項として何、何かと、徳田守的に、気をつけなければいけないようなことがあるかどうか、基本的には施設として運用開始してないので、
0:15:18	核物質等がない状態なのであまり他への影響みたいなのを気にすることはないかとは思いますが、一応そういった目線で示して欲しいと。
0:15:30	それから原燃さんの資料にもございましたが、
0:15:37	工事を伴わないような設備に対する検査の扱い、これ従前求めてるものでしてすでに新規制基準適合終わったプラントなんかではやっていただいているもの。
0:15:50	ですのでそういったものに対する考え方の整理、それに加えまして原燃さんとRFSさん。
0:15:59	特有の状況としては、従前の使用前検査の途中であるってことを踏まえて、これまでの使用前検査、
0:16:09	等の扱いについても一つ、ペーパーとして、考え方を示していただきたいと、そういうふうに考えております。よろしいでしょうか。
0:16:20	はい。RFSむつのスギヤマです。改造工事の発生する設備だけと違ってますけど、今お聞きすると、いろいろと資料を作らなくちゃいけないってことがわかりましたので、
0:16:31	それに対応したいと思います。以上です。
0:16:36	よろしく願いいたします。
0:16:40	よろしければ規制庁河村です。よろしければ五条の方に移らさせていただきます。
0:16:47	50ですけども、
0:16:54	と先ほどのオザワの発言にございます通り
0:17:00	基本的安全機能関係、これまでの認可であったり、許可で基本的安全機能関係の評価等は見てる。
0:17:12	部分なんですけども、今回の申請で何が変わっているか、設計条件であったり計算コードインプットデータとプットデータ等を並べていただいて、
0:17:23	どの部分が変わってるかっていう部分ですね、それをちょっと整理していただきたいと、おそらく基本的には許可とは一緒になってるはずですし、
0:17:35	既認可ともほとんど関係可能。
0:17:38	変更がないのかなとは思っております。特に臨界防止なんかは、4月は幸のジルコニウムライナーなので、金貨のままなのかなと思ってる部分がありますので、
0:17:52	この形なんですけど11条の閉じ込めと16条除熱21条の遮へいについても同様にちょっと整理していただきたいかなと思っております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:04	すでに資料として節2-5の005の方でいくつかまとめていただいているんですけども、その内容を少し、
0:18:16	付け足すようなイメージですね、平成22年の人数であったり、今回の許可変更時、
0:18:24	のものをちょっとまとめていただければなと思っております。
0:18:31	私の方からは以上になります。
0:18:35	はい、RFS東京フルヤです。今ご説明の通りですね十分理解は一致しているのかなということなんですけれども申請書としてわかりやすい今ご指摘の、
0:18:46	臨界閉じ込め除熱社員について、ご指摘の趣旨の方向で整理をしたいと思えます。以上です。
0:18:54	すいません、RFS東京事務所です。今いただいたコメント先ほどの小沢さんのコメントと非常によく見ておりますが、ちょっとこの臨界閉じ込め除熱遮へいだけ、何か特別なものがあるということでしょうか。
0:19:12	はい。規制庁の河村です。
0:19:15	特に特別先ほどの澤の発言と
0:19:20	違いがあるというものではございませんで、私の方の要求としてはすでに設備のこの005である程度まとめられておるので、そこにちょっと情報を付け足すようなイメージで、簡単に。
0:19:34	それぞれの条文に対して、
0:19:37	1一覧表という感じですかね1枚紙でまとめていただければと思います。
0:19:48	はい。嶋社長の田口ですけど、続いてよろしいでしょうかね。
0:19:53	臨界防止ですねもう一つですね、Doseページ、639ページ。
0:20:00	2、第3表あるんですけど。
0:20:03	ここにはボロン密度が具体的に記載されてないと。
0:20:10	本密度っていうのは、認可の本文事項なので、重要っていうことで、
0:20:18	カワムラの方からもありましたようにそのインプットデータである。
0:20:23	ボロンテンが幾つを使うっていうこと。
0:20:27	どこか、この委員会の中に書いていただきたい。
0:20:32	私からは以上です。
0:20:36	はい。RFS東京フルヤです。ご指摘の通りですね臨界上ボロンの存在というのは非常に重要です。その辺を踏まえまして我々としては、補足説明資料の方に記載はしているんですけども、申請書のインプット情報として重要性、それを考えて、
0:20:51	添付の方にきちっと記載したいと思います。以上です。
0:20:55	はい。規制庁田口です。よろしくお願ひします。
0:21:11	じゃあ次の上いいですかね
0:21:15	尾崎さんの分があんですけどこれ野村さんいいですかね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:25	まず規制庁野村です。
0:21:31	すいません。
0:21:32	土佐大崎の方からのコメントなのですが、
0:21:36	6条に関して、
0:21:38	許可で整理した液状化以外の事象ですね、例えば、経営者と方上不等沈下揺すり込み沈下変位、
0:21:46	に対して問題がないことについても、添付書類にて説明してください。
0:21:51	ということですし、
0:21:53	すいません。
0:21:56	次からはですねですね地震津波審査部門からの質問が7件ほどあります。
0:22:05	まずはですね、許可でのですね建屋の地盤の安定性での文章でですね。
0:22:12	支持層である砂子又層は、半固結の岩盤であることから液状化に対する考慮は不要。
0:22:19	としているんですが、このC層というのは、砂子又層全層ではなくて、杭より、栗崎よりも深いところ。
0:22:27	の、砂子又所を指す。
0:22:30	でしょうかというコメントです。
0:22:34	次にですね、このですね砂子又層、
0:22:37	がですね半固結の岩石であること。
0:22:41	と、よってですね液状化に対する考慮は不要としていることについて具体的な根拠を示してください。
0:22:50	三つ目ですが、
0:22:52	砂子又層は液状化に対するコリア考慮は不要としてる。
0:22:56	交通についてですね組成しつつ、IPとですね年度分含有率イシイ。
0:23:02	等ですね定量的な根拠を説明してくださいということです。これは我々がまず私もそうなんですけど懸念はですね、御社は、
0:23:12	建築基礎構造設計指針に従って、やっているということで、このIPのですね年度のこのPC、
0:23:22	の判断基準を採用していないってということなんです。
0:23:27	一方でですね、
0:23:29	御社がまた別途採用しているJACJR久野4616の方ではですね。
0:23:37	ですねIPもですね年度分含有率もちゃんと。
0:23:42	見てる。
0:23:43	いなきゃいけないって書いてあるんですねJ94616の平均日までに12ページ見ているんですけど、これ埋戻地盤と関係なくどうやらこれ三野って書いてあるんで、
0:23:55	ですね。一方で道路教師報賞にもですねIP見なさいとかですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:01	書いてあってですね、一方で、
0:24:04	原電さんが規制庁に出してるですね書類。
0:24:09	にもですね東海第2の審査で液状化の審査でやっぱり、
0:24:14	IP見てるといふか道路今日道路教師保証見てる。
0:24:19	ですね、なんせ、RFSの、このサイトだけ。
0:24:24	建築基礎構造設計指針を使って、
0:24:28	IP薬品信用を考慮しないんですかということですね。
0:24:33	この辺の説明をしてくださいということです。
0:24:38	その次にですね砂子又層についてですね。
0:24:42	物性値を保守的に設定して、液状化の判定をしてくださいということです。それで議長が発生しないって事を説明してくださいということです。
0:24:54	その際にちょっとばらつきも考慮してくださいってことですね保守的というのはばらつきの範囲内での話かもしれないんですが、きちんと考えてくださいということです。
0:25:07	それですね仮にですね液状化が発生すると予想される場合はですね。
0:25:12	液状化が発生してもですね建屋の基本的安全機能が損なわれる恐れがない。
0:25:18	ことを説明することということで、
0:25:21	多少は損傷があっても基本的安全機能は損なわれない。
0:25:26	ということにはなるかと思えます。
0:25:30	すいません。
0:25:32	それですね、次なんですけどですね先ほどのですねIPとかPCの話。
0:25:39	とかですね液状化の判定ですね。
0:25:41	あとは、私は後から話す私のコメントもそうなんですけど、これらの
0:25:47	何て言うんすかね。液状化判定の、
0:25:49	コメント回答がですね。
0:25:53	十分な根拠を持って説明できてればいいんですけど、そうでなければ、
0:25:57	仮に液状化が発生するとして、
0:26:01	液状化後の、何ですか、健全性評価といふか、そういうことをしてもいいといふか、
0:26:09	そういうことが必要になる可能性があるってことですね。
0:26:15	ですねIPとカーですね
0:26:18	液状化判定。
0:26:20	のですね部分を省略してですね。
0:26:23	液状化発生するといふ前提のもとで、ダメージの評価をするっていうことでは別に構わないとは思ってます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:32	それではこれ以前もコメントがあったように、ようなんです、
0:26:38	設計用の地下水位ですね、の設定条件を詳細に説明してくださいということと、その水位の妥当性を説明してください。
0:26:49	例えばですね観測井戸の平面分布や、観測記録の分析の功績、考察結果ですね。
0:26:57	を説明してくださいということです。ちょっと六条長いんでここで1回切ります。
0:27:02	規制庁の石井ですけど、今の裏の質問の中で、浦からのコメントの中で、始めるときに、地震津波審査部門で発言ありましたけれども、地震津波審査部門からのコメントではなくて、
0:27:18	核燃料施設審査部門に所属している、地盤に詳しい、審査課からの質問になります。ごめんなさい。一応訂正させていただきます。
0:27:29	スペースで。はい。失礼しました。はい。
0:27:35	R F Sから何かコメントありますか。
0:27:38	よろしいでしょうか。アーティストの竹内でございます。先ほどあったですね、水平2方向プラス鉛直地震動というコメントについて、そっちはまだですねそれもある。
0:28:01	よろしいですか、よろしければ先進めますが、
0:28:10	さっき進めますね。
0:28:13	次はですね私からのコメントです。
0:28:16	二つですね。
0:28:18	補足説明資料、
0:28:20	のですね節2の補-01302なんです、
0:28:25	液状化を考慮する必要がないということを説明してるんですが、これで水平2方向プラス鉛直に対してはどうなんだろうということなんです。
0:28:36	本社ここではJ E A Gを参照してるというふうなことなんですけど。
0:28:41	水平、J E A Gでは水平方向って書いてはですね、水平地震動かということですね。F L値等のですね判定基準使う場合は、適用範囲を明確にしてくださいということです。
0:28:54	例えば何か文献とか4と。
0:28:57	何か割と強い地震動には、
0:29:00	何か使えるとか使えないとかそういうのもあったりしてですね、あと方向もそうなんですけど。
0:29:05	ちゃんと適用範囲明確施設にして使ってくださいということです。
0:29:10	で、二つ目なんです、同じ資料のですね34ページなんですけど。
0:29:18	試験やってですね、繰り返し応力振幅比出してるんですけど。
0:29:22	これをそのまま元地盤の値として使ってるんですね。
0:29:27	それっていいんですかということです。
0:29:32	ですね論文とか4と補正必要なんじゃないっていう話もあって、例えば、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:37	サンプル採取時にですね資料が攪乱されますので、その影響とか、
0:29:42	あと応力状態ですね、実際のその応力状態3、3次元の応力状態になってるんですかっていうこと。
0:29:49	あと試験は、制限版でやってるのかもしれないんですけど、その場合は、
0:29:54	S sとの違い。
0:29:56	後処理方向3方向の同時再カトウ試験の状態ですね。
0:30:01	これらに関してですね、ちゃんと補正する必要はないんですかということですか。
0:30:10	6条はここまでかなと思うんですが、いかがでしょうか。
0:30:16	すいません。先ほど大変失礼しました。まず1点だけ設備の方、0013の02.0水平2方向鉛直地震動。
0:30:29	について検討するようにという事はしないんですけども、ちょっと誤解があってとんちんかな答えを返しちゃいけないので、これは建屋がもし損傷した場合について、1タケノ2方向について検討しろというようなご趣旨、ご趣旨でよろしいでしょうか。
0:30:46	そうではなくて液状化の判定で、
0:30:49	久村判定をする際に鉛直地震動を考えてるんですかということで、何かJ E A Gに沿ってるといことなので、水平しか考えていないのかなと思った次第です。
0:31:02	い。
0:31:03	すいません。
0:31:07	ちょっと話がずれて申し訳ないんでちょっと我々が理解できないとまたとんちんかなことをお答えすることになるので、2方向入力というのは例えば何だ、建屋とか機器が、
0:31:17	形状とかに違法性があるって、新1方向入力をした時に、直交方向に違う振動が励起されるとかという効果を考えてやってるのかなと思ってまして。
0:31:30	地盤についてこの2方向とかっていうことはないんじゃないかなというふうにはちょっと我々考えて、とんちんかなお答えを返すといけないなと思って、その辺のご趣旨がちょっと理解できないんでちょっとお伺いしたいと思ってました。以上です。
0:31:42	ですね後私の想像というか頭ん中で水平2方向なんで、例えばS R S Sで増幅されたような値。
0:31:52	ひどいようなイメージだろうかなと思って、水辺三角方向というのは大ききさだけの問題かなと思ってます。問題は鉛直かなと思ってますので、
0:32:03	要するにx y方向だけじゃなくてx y x yの剛性も、
0:32:10	考えて、大ききさ考え、
0:32:13	大ききさに関しては考えたほうがいいんじゃないのって、プラス鉛直、
0:32:17	考えてますかっていうことですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:20	まず、鉛直については、重力加速度がかかるんで、通常、それはやらないですけどもどういう御説明ができるかちょっと説明を考えたいと。
0:32:30	それから水平2方向については、もともと地震動は一本でやってきて、例えばNS EWと分けるときはその方向別の、何ですかね成分が取り出されるというふうに、
0:32:42	我々考えてますんで、NSとEWが別々に設定されてる、SSであればそれぞれの方法でやるし、SS-Aのように一方向しかないものについては、
0:32:54	一本でいいんじゃないかと考えてますけれども、その辺の海外違いがあればご指摘いただきたいと思いますけども。
0:33:01	ですね
0:33:04	XYは、区側に分解されたものでもいいんでしょうけど一応とにかく水平方向、
0:33:10	XとかY度が増して一番大きな値になってればそれはいいと思います。鉛直に関してはですねちょっとこれ、
0:33:17	何とも言えないんですけどただ、論文とか探すとやっぱり鉛直影響あるんじゃないみたいなものも見当たりましたのでこういう質問した次第ですね鉛直。
0:33:29	問題ないとか、水平だけで十分保守的だとか言うなら、ちょっとそれを示していもらえればいいだけです。
0:33:36	以上です。
0:33:40	ちょっと我々でも探してますけどちょっと我々の記憶とか知識の中に、延長水平のほかに鉛直も考慮しなきゃいけないという論文がちょっと思い当たらないので、
0:33:50	もし可能であればちょっとご参考までにどの論文をやっぱり教えていただければ、厚かましいお願いで申し訳ないですが、教えていただければ助かります以上です。ありがとうございました。ろの論文というか
0:34:01	ネット税見つけられる程度のものであれば、何かですね京大の綴じて防災研でしたっけのところからも、
0:34:10	結構実験結果とか出てたりして、なるほどなとは思って、思ったのありますけどちょっと今手元にはないんですけど、結局鉛直。
0:34:21	考えていないってのはまずいので、Sクラスでうわものは一応考えてますよ。
0:34:26	でも下は考えなくていいんですよってというのは、それはないんじゃないってことなので、ちゃんと。
0:34:33	なんつうか考える。
0:34:36	方法がないとかわからないとかじゃなくて、ちゃんと鉛直も考えて、
0:34:41	無視できますよみたいなこともちゃんと言ってくださいということですよ。
0:34:46	最後に一言だけすいません長くなって申し訳ないんで、通常柱の設計だと軸力と曲げの組み合わせとかっていう織り組み合わせでええと協力度に対する検定が決まるんですけども。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:56	液状化にはそれがないのでちょっと、我々も調べますけども、通常は水平でいいんじゃないかとは思ってますんで、また回答返した時に、ご意見いただければと。増井常務。いや私その国の設計のこと言ってんじゃなくて液状化するかしないかっていう案だの。
0:35:13	ほぼですね、そのこと言ってます別に、臼井基金の設計とか嫌いや建屋設計とか話してるわけじゃないですね。
0:35:23	そういう言い方が悪かったかもしれませんが、を考慮すべき応力として何が適切かということで、あの場また別途回答を作成して、お出ししますんでご意見いただきたいと思っております以上です。はい。お願いします。
0:35:36	規制庁石井ですけど、両サイドそうですが、お互い発言するときどちらの発言かわからないので、
0:35:43	所属と名前の発言をお願いします。
0:35:46	失礼しました。
0:35:49	R F S 蒲生お願いします。
0:35:52	はい。大変申し訳ありませんでした。
0:35:56	以上です。
0:35:59	六条一旦切って七条は河村さんですか。最初。
0:36:07	規制庁の河村です。七条の方ですけども私の方からまず1点、上位波及の説明書の方ですね。
0:36:19	宣誓書の中は9の説明書の中で、検査課題に対する考察Ⅱの部分があるかと思うんですけども、
0:36:29	課題とキャスクが衝突しキャスクの方を評価されてはおるんですけども、課題の変形っていうのがどうなってるのか。
0:36:40	ていう部分の説明がないっていうのがありまして課題が変形しちゃってもキャスク転倒しませんとか、モーメント等とかですね。
0:36:51	転倒モーメントとかと比較して、キャスクうは変形をしませんっていうので、リッカー材に関しては、課題の方で、
0:37:02	衝撃を吸収するのを考慮しないために、
0:37:08	架台の変形は考慮しませんとかそういった説明。
0:37:12	いただければと思うんですけどもちょっとその辺のシナリオを省略されて、説明書が書かれてたので、ちょっとその辺を説明追加していただければと思います。
0:37:27	以上です。
0:37:33	規制庁の野村です。私から二つ、続けます。
0:37:38	まず、添付5のですね4ページに表があるんですけど、そこにクラス分けがあるんですが、受入区域の天井クレーンと建屋はBクラスですが、S s地震動に対して、
0:37:51	安全性を確認します。
0:37:52	ではですねこの天井クレーンですね支持構造物サポートですね、は同様の検討しない。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:59	ということになってます。クレーンが、もっても、クレーンを支えてるものが壊れちゃったら意味ないのかなあと思うんですけど、
0:38:09	この構造物がですねこのサポートがI S Sで壊れても、クレーンが落ちないってことを説明してくださいということ。あと、この支持構造物ってこれどこですかっていう絵が、
0:38:23	ないかなと思いますので、それはどこが支持構造物でせよっていう説明もちゃんと追加してくださいということです。
0:38:34	二つ目なんですけど、添付とですね、5-1-3。
0:38:39	なんですけど、とですねすみませんこれはヨシムラのコメントですね添付5-13 ですね、波及的影響に関わる基本方針ですね。
0:38:49	ええ。
0:38:50	6 ページの4-1 の評価方針にあるですね、選定した対象施設のうちのですね。
0:38:57	ちょうど建屋天井クレーン搬送台車をですね。
0:39:01	添付5 のP-4 表の3-1 にあるように、間接支持構造物と、
0:39:07	耐震設計の基本方針として、すでに基準地震動S s での評価が定義されています。
0:39:14	他の選定設備と異なることから、許可等の整合性を含めて、記載内容を確認してくださいということです。
0:39:24	追加皆さんお願いします。
0:39:28	規制庁河村です。続いてですけども、耐震性評価。土肥。
0:39:37	S からC まで、いろいろと家の添付計算書を出されてる。
0:39:42	ですけどもこれらについてちょっと1 ラーンを作成していただきたいと思っております。その内容としましては設備の名称。
0:39:52	であったり耐震クラス、それから既往の設工認、すでに認可されてる設工認での評価手法について、動的解析を用いたのか静的解析を用いたのか。
0:40:05	それから本申請での評価手法、既往謄本申請での評価手法で違いがあればその理由等もですね、書いていただければと思いますそれからS クラス及びクラスについては共振の恐れがあるである。
0:40:23	とか、固有値解析を用いてF R S の読み取り値で評価をしますであったり、剛な構造なので、1.2 Z P A 使いますっていう部分。
0:40:35	入力値が何であるかっていう部分を、
0:40:39	記載して欲しいと、それから設備の中で上位波及への上位波及の影響ですね、考慮する必要の設備がどれかというのを、これですねの示して欲しい。
0:40:54	一覧表の中で、それから評価、これらの評価手法であったり評価モデル入力条件等の変更の有無。
0:41:04	まとめていけば今回新規に
0:41:09	評価を実施しなければいけないかどうかの判断ができるかと思っておりますので、須磨判断の部分ですね、22 年のものから評価の内容であったり、何ら変わりませんというものは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:21	そういう仰っていただければで結構かなと思ってます。それと評価をしたものについては評価の部位ですね。
0:41:29	評価部位の許容値等力評価値それから耐震裕度、ところの評価部位であったり結果を示す部分については代表的な部分。
0:41:40	やっぱり一番裕度が厳しくなるような部分を取り出していただければと思います。あとは給与チーの引用元が何であるかっていう、出典を明記していただければと思います。
0:41:53	ちょっと
0:41:56	この行為ですけどもちょっとこれを一覧にしてまとめていただければと思います。以上です。
0:42:03	規制庁の田口です。私からの四つ。
0:42:08	ありまして、府の7ページの1214で、
0:42:16	貯蔵建屋の耐震評価に入って、
0:42:20	なⅡ、
0:42:22	短期で48.0トン。
0:42:25	なっています。
0:42:27	一方ですね。
0:42:29	建屋除熱評価では56.9℃なので、
0:42:33	48℃としたプロセスを説明してくださいと。
0:42:40	次はですね。
0:42:45	市の1401ページ、表9.5。
0:42:50	農産
0:42:51	に、FEM解析用の
0:42:55	図を地盤定数が書かれています。
0:42:59	一方ですね。
0:43:01	通しの1282ページの表の8.2.1。
0:43:07	2S _s -Aの地盤定数、減衰定数。
0:43:11	が書かれています。
0:43:13	で、その減衰定数だけ見ても、
0:43:17	数値が異なっていますので、
0:43:20	その理由を説明してくださいと。
0:43:24	もともとS _s -Aの、
0:43:28	ものであれば、減衰定数は同じになるんじゃないかなと思ってたんですけど
0:43:37	とその地盤の、
0:43:39	データから減衰定数を出す、そういった
0:43:44	内容を教えてもらえれば、これが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:48	わかるかなと思っています。
0:43:51	あと二つはですね、キャスク構造規格から、
0:43:56	のものですが、
0:43:58	須藤氏の 1522 ページ。
0:44:02	中性子遮へい材カバーの許容力値の計算が、
0:44:07	出てます。
0:44:08	ちょっとす。判定基準使った計算式っていうのは、
0:44:14	ちょっと新しい、
0:44:17	計算式なので、
0:44:19	その許容力を負担してできる。
0:44:26	古藤ですね、ちょっと節、説明資料作っていただきたいなと思ってます。
0:44:32	というのはですね。
0:44:36	同じキャスク構造の日立入の形規定において、
0:44:42	業容緑地を 117 年延ばすか。
0:44:46	R F S では 225MP a。
0:44:50	ちょっとこの、
0:44:52	判定基準が違っているので、
0:44:57	説明。
0:44:58	補足説明をちょっと作っていただきたいなと思います。
0:45:03	次は通しページ 1509 ページで、
0:45:07	5-26 表。
0:45:10	この D S が書いてありますが、
0:45:13	その前の表、
0:45:15	にですね、シースの表はついてないんですね。
0:45:20	ですから
0:45:24	その数の結果ついてるけど、S D の。
0:45:29	結果はついてないんで、耐震緑化場としては、
0:45:33	駄目になっちゃいますので、これはしっかりと検討していただきたいと思います。私からは以上です。
0:45:45	規制庁野村です。私からまず、1 問吉原からのコメントです。
0:45:50	解放基盤からですね基礎の底盤までのとですね、地震動というか増幅とか伝播の解析で S H A K E を使ってるんですけど、この時の S H A K E の解析でですね既職員の群杭効果。
0:46:05	は考慮されているのでしょうかということですね。
0:46:09	新規制前の基準での新地申請書では何か考慮してたような、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:17	気がするんですけど今回そのことが書いていないんですね、書いていないんですね。
0:46:22	そういうのですよね、そういうのもありまして先行施設での評価例も確認して、ちゃんと。
0:46:28	群杭の影響について説明してくださいってことです。
0:46:33	レンチンから私の質問ですが、まずですね、添付5とですね
0:46:38	うふ受入れる建屋の天井クレーンですね、のトリソストッパー能力解析、応力評価してるんですけどこれ、最終的にはご在位を評価してるんですね。
0:46:50	某代表評価していいってことは、前提条件として、接合部は母材以上の強度を持ってますよということ。
0:47:00	になるんですけど、この接合部の話が一切ないんですね。
0:47:04	テストです。ですのでこの接合の強度がレノボ防災上だということを説明してくださいってことです。例えば溶接、どうやってますかっていう表現をした場合は熱処理してるんですかとか、ボルトの場合はボルトの強度なんかを、
0:47:19	含めて説明してくださいってことです。
0:47:23	次にですね同じく添付5でですね閉じ自身のですね、XYZの3方向同時に入力ですね。
0:47:31	等についてですね例えば建屋ではですね水平1方向に対して、3方向を考えた場合、応答加速度はあまり変わらない。変わらないっていうふうに、そういう、
0:47:44	ことを書いていたと思うんですけど、でもですね、ここで問題とすべきはですね、各方向じゃなくて、
0:47:50	何ですか、差方向のですね、故による、剛性ですよ。
0:47:57	例えば柱からX方向で押されて、
0:48:01	Y方向でもされたら、それは力上がりますよねってことですよね。組み合わせですよ。
0:48:07	そういうことが書いてあるのかなと思ったので、書いてなかったらその辺のことについてもちゃんと書いてくださいってことです。
0:48:16	ですね、三つ目なんですけど同じくA3方向ですね、3方向というかですねXの前の話になるんですけど。
0:48:25	X方向、ドバイ方向で大体8Kって同じなんですね。周波数特性も同じような値。
0:48:33	なってるんですね。
0:48:34	ですね。ですね。
0:48:37	キャスクのですねこういう振動数が、まあさ、1で12Hzぐらいしたってそのぐらい。
0:48:43	だったと思うんで自身の周波数領域に入ってくる行きますよってことですね。
0:48:48	で、キャスクってのはX方向の場合は方向もな、同じような計上してますので、こういう振動数も近いですよ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:56	ということで位相がですね 90 度ずれては形が、
0:49:01	d x と、何ていうか X Y で、磯が 9 ルート連れて作業したら、何ていうんすかね。X は X は X Y って感じで。
0:49:11	振動しますから場合によってはこうグルグルグルグルですねキャッシュが振り回されるんじゃないのっていうふうに、頭の中では想像しちゃうんですね。
0:49:20	そうなった場合はボルトを披露するねみたいな話になってくるんで、その辺の話、そういうことがないんですよってことを説明してくださいってことです。
0:49:33	私から最後なんですけど、添付の 5-2-1 ですね、SHAKE の話なんですけど、
0:49:39	やっぱ性食って、問題点はあるらしいということなんです。
0:49:45	御社はそれらの問題点が問題ないようにやってるんでしょうか。から、ですね、SHAKE の問題点を挙げてくださいと。
0:49:55	これらが問題ないレベルなものなのか、或いはですね、どのように解決されてるのかをですね説明してくださいですね。
0:50:03	例えば何か活動が過大評価した荷重を評価する遅滞するとか、線形であると設定するというのがあるんでそういうことになるでしょうけど。
0:50:12	あと材料の非線形性についても何か
0:50:15	問題点はあるみたいなんですけど。
0:50:18	その辺をやってくださいってことです。
0:50:21	地震に関してはこのぐらいでしょうか。
0:50:26	RFS から何かございますか。
0:50:34	すいません。RS の高谷でございます。2 点お伺いしたいと思います。1 点目はですね、先ほど地盤の減衰定数の話について田淵さんからご質問があったんですけども。
0:50:46	私どもからお出ししている補足説明資料の中に地盤の剛性と減衰の決め方については、
0:50:52	補足の説明を入れておりますけれどもそれに加えて何か必要なものってのがございますでしょうか。
0:50:57	よろしく願います。
0:51:01	規制庁の河口です。
0:51:06	そうですねそんなにこうちょっとこう、細かな。
0:51:11	書類を、何年に見てないんで、そこから漏れているかもしれません。
0:51:25	追加で、
0:51:27	ちょっとその資料確認してみたいと思います。
0:51:32	はい。よろしく願います。
0:51:34	もう 1 点あるだけです。先ほど SHAKE の問題点というお話があって、
0:51:39	それについても補足説明資料の中で等価線形所を用いてるとか、我々としてちょっと権田移転とガスですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:47	大変恥ずかしながら思いつかないんですけれども、具体的にイメージのあるものを教えていただけると我々の回答もしやすいんですが、いかがでございましょうか。
0:51:57	それはですねすいません。規制庁野村です。問題点を把握してないっていうのはまたそれまた問題だと思うんですけど。いや、してないすいません言い方が悪かったんですけども。
0:52:07	問題点が把握したんじゃないなくて我々としては今まで、ずーっと発電所も含めて同じ手法で踏襲して使ってきたものであって、
0:52:16	それで剛性とか減衰については、地盤のひずみに応じて適切に決めているので、過大評価にもならないしはそういう評価にならないと思ってそういうお答えでよろしければお返しできるんですけども。
0:52:27	あまりには1ない方に対してちょっと誤解が生じるかなと思って今お伺いしてるんですが。
0:52:34	規制庁野村ですが、
0:52:36	とですねちょっとその答えはよろしくないというか、
0:52:39	ちゃんと、どういうことをやってるか、ちゃんと把握してくださいということなので、
0:52:46	何ていうんですか
0:52:48	前例に沿ってるだけじゃ、
0:52:50	駄目ですねそれだと駄目なのでちゃんとSHAKEの問題で私どもぐらいいんっていうかは、私は実際に経営を動かしてるわけじゃないんですけど。
0:53:00	手動かしてる人は多分わかってると思うんですよ。
0:53:03	文献とか論文にあるのか、ちょっと、でもありましたねなんか図んなんかそういうものを、関連するものを読むと、何かこう、等価線形解析の、
0:53:16	問題点とか挙げられてますので、
0:53:20	ていうか、それよ、読んでくださいっていう段階じゃないんですけどね今、御社はわかってないと困るんですけど。
0:53:29	ちょっと言い方が悪かったかもしれませんが、細かくなっても申し訳ないですが、強非線形に入れば合わないこともありますけれども、そこまでのひずみレベルを生じてませんし、等価線形で多いの範囲だと。
0:53:43	そういうような答えを、回答としてお伺いしたいと思います。以上です。
0:53:46	そうですねお願いします。
0:53:56	津波行った規制庁の野村です八丈津波でよろしいですかね。
0:54:02	津波来ます。まずですねヨシムラからのコメントをお願いします。はい。すいませんアレス東京事務所の形事例質問の項目で確認させていただきます。
0:54:15	田口さんからご質問いただいた項目で、地震の中の中性子遮へい材カバ一の協力値のお話があったかと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:26	思っております。こちらですね一つGとの比較でというところで117MPaと、具体的にお示ししていただいたと思うんですけどもちょっとこちらの場所をちょっと確認した上でですね。
0:54:39	これは型式の申請書の中の、
0:54:53	等を添付の8-4-2中性子遮へい材カバー能力、解析の方針、
0:55:00	ここの表6-2こちらにですね、許容値ということで117MPaということで記載があってこちらを指されてるのかなと思っているんですけどもこちらに開けますでしょうか。
0:55:27	規制庁田内です。今調べて
0:55:32	次んじゃないんですけどおっしゃる。
0:55:35	本当にいいんだと思ってて、
0:55:38	うん。この数字が違うということとあと、
0:55:42	この計算式が、溶接効率、それから、
0:55:46	SE。
0:55:49	等ですね、ちょっと
0:55:53	実態に出展といいますかね、わからない人が強いというもので、
0:55:57	新空。
0:56:00	この方、
0:56:01	考えて、
0:56:03	いる、
0:56:05	平成22年から、
0:56:09	違う評価をしてるように聞いたことが、補足説明してるんで。
0:56:14	ネット追い込めを執筆議論は確認しておきたいと思ってます。
0:56:23	はい。アレス東京は刑事です承知しました考え方としてはですね基本的にと書いていないんですけどもちょっと書く場所とか表現というところで、日立さんとの差異があるという状況ですので、考え方が変わってないところを含めて回答を作成してご提示設するようにいたします。以上です。
0:56:44	はい。規制庁田口です。はい。よろしくお願いします。
0:56:51	規制庁野村です。それでは津浪八条に対してコメントいたします。まずはヨシムラから2点、3点ですね、あります。
0:57:01	1点目はですね節2の方の009。
0:57:04	の資料なんですけど、
0:57:06	原子力施設におけるドラム缶の多段積み、保管、
0:57:10	においてはですね、過去の原子力発電所における震災経験も踏まえて、転倒防止の強化策が実施されております。
0:57:19	当該設備においてこのような説明がないですが、対策考え方について説明してください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:27	また漂流防止設備は、地震時の転倒防止効果も期待できるものでしょうかということですか。
0:57:35	2点目はですね同じ資料の42ページ43ページですが、漂流防止剤の評価結果ですね、ロープシャックルロータリーアイボルト。
0:57:46	床面側固定材の評価結果の中央部に、等についてはですね、融度が1から1.05とあまりないということですか。
0:57:58	についてはですね評価条件評価方法等において、どの程度裕度が確保されているか。
0:58:05	またはですね、評価結果を満足するために管理すべき事項は記載したいっていうのかを説明してください。
0:58:12	ということですか。
0:58:14	三つ目はですね、落下物の衝撃荷重に対する金属キャスクの閉じ込め機能について、密封シール部の判定基準を耐震構造で参照する金属キャスク構造比較と異なり、
0:58:28	塑性歪量0.2%その判断等、判断基準としていますが、
0:58:34	当該事象における判定基準の考え方について説明してくださいということですか。添付の6-1-5-1、3ページ11ページ及び補足資料説明。
0:58:47	設備の方の014改訂1に関連することですか。
0:58:54	次はですねオザキなんですけど私が説明します。
0:58:58	とですね、通しページのですね296から297ページの許可で整理した1ポツ1ポツ7ポツ後、使用済み燃料貯蔵施設の遮へい機能。
0:59:09	括弧遮へい機能の回復を考慮した、年間1mSv以下。
0:59:14	がですね、新清掃上全く抜けているということですか、
0:59:19	評価条件や、評価結果等を、必要な記載を、添付に追記してくださいということですか。
0:59:28	次は私からのコメントなんですけど、添付6-1-5-2ですね。
0:59:33	に関してですね海水密度を使ってですね
0:59:38	津波発を計算してるんですけどこれ1050キロパー立米という、
0:59:43	数字になってます。これですねこれにはですね、そのですね巻き込まれた土砂とかヘドロなど影響が入ってるんでしょうかねということですか。
0:59:53	明記されてないのでそれをちゃんと書いてくださいということですか。
0:59:58	ですね一般的な回数は1030ぐらいかなあとしますので、
1:00:03	何か入ってないのかなと思いますが入ってなかったら妥当性を説明してくださいということですか。
1:00:09	なぜかという、例えば調停とかやったら、それほど非常かないのかなと思うんですけど、何百メートルもうとですね、奥祖父江とか、
1:00:20	何かご想像していきますので、
1:00:22	そのままじゃないだろうってということですかね。はい。
1:00:25	いわゆるさ、黒い津波になってくるでしょうということですかね。参考に、企画としてはですね米国のFEMA、B4646ってのはあるんですけど、ここではですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:36	111.128万1128。
1:00:40	て数字になってるということです。
1:00:44	Ⅱでですね個人的にはですね、これは
1:00:48	再計算かなと思ってます。
1:00:52	津波はとありましたっけ。
1:00:57	津波が来までですね、津波に関して何かございますか。
1:01:06	むつ本社、江崎委員、村社ムタです。
1:01:10	遮へい機能の説明の件なんですけど、今日尾崎さんいらっしやらないので
1:01:18	できないかもしれませんがちょっとこちらの認識をお伝えしておきたいのですが、遮へい機能については、1回目の申請の補足説明資料です
1:01:32	でにご説明してるという認識でして。
1:01:36	その際の説明を繰り返すことになるんですけども。
1:01:48	敷地境界外の実効線量が年間1mSvを超えないということは、事業許可
1:02:04	一変更許可の申請の方で説明して設工認の断面では、
1:02:15	双葉の密封境界が概ね弾性範囲内にとどまることと、あと、キャスクの
1:02:18	構造からの負担を横ずれ量が限定されることと、あと、遮へい機能の回復
1:02:33	のための対策とか、体制を整備することを保安規定に定めると。
1:02:46	いうことを説明しまして、これらの総合的に担保するというので、2
1:02:57	回目の申請内容をそのように構成するというのを
1:03:09	1回目の申請の時に説明しております。
1:03:12	その時特に議論をいただけませんでしたので、ご理解いただいていたん
1:03:26	じゃないかという認識でおりました。以上です。
1:03:33	形状ノムラです。ですねオザキがちょっとここにないので、ちょっとコ
1:03:36	メントできないというところなんですけど今おっしゃられたことはオザキ
1:03:38	に伝えます。以上です。
1:03:43	物はリサイクルの村社ムタです。よろしく願いいたします。規制庁の
1:03:46	石井ですけども、確認ですが評価の時に、
1:03:52	1ヶ月3ヶ月の復帰を考慮して1ミリを担保するっていうところは、許
1:03:59	可で言っている中で、さっきの復旧とかを含めて維持を担保するっていうのは、
1:04:06	補足では言ってる上で、
1:04:12	申請書に書いてないっていうポイントがオザキのポイントだと思ってる
1:04:19	んですけど、そこは書かないということですか。
1:04:26	物御社waterです。
1:04:33	今説明しないはそのようでした
1:04:36	かい。
1:04:38	聞き漏れがあったかという点についてもちょっとこちらでも確認したい
1:04:43	と思います。
1:04:46	来ます。
1:04:52	規制庁仲野です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:53	第1回目の、
1:03:56	設工認と同じ添付資料がついてるものも他にある気がするんですけどそれはないんですかね。
1:04:17	もしこれ入ってますかね。
1:04:19	はい。宇津本社宇田です。
1:04:25	ちょっと確認させていただきたいと思います。申し訳ございません。
1:04:30	了解しました。
1:04:42	すいません臨時の規制庁ウツミですけども、特にこれ以上なければ、外部事象の後苦情の方、
1:04:49	行きたいと思います。
1:04:53	まずバイブレーションについて私から、一通りコメント差し上げようと思います。戸松ですね。
1:05:00	これ許可の話なので補足説明資料等でご説明、何か書面で説明いただければいいんですけども。
1:05:08	外部火災とかでの火災元的前提に置きまして、
1:05:13	許可ではちょっと読めなかったんですけども、例えば過年度動作車両一時的に構内にあるような可燃物を搭載した車両ですね例えばそのタンクローリーとか、
1:05:23	が該当すると思うんですけども、そういったものについて、敷地内の火災元としての考慮っていうのは許可の議論の話だと思うんですけども、事業者さんとしてどう考えているのかなっていうところをご説明いただければと思いますんで。
1:05:38	例えばそういった車両は存在しませんよっていう話回答でもいいですし、存在するけども、そういった車両に対しては例えばそのソフト対応なんかしますよって話があるのであれば、そこら辺もあわせてご回答いただければと思います。
1:05:55	続けますけども、
1:05:57	もう1個目はですねこれ許可との整合性という観点でご説明いただきたいんですけども。
1:06:06	キャスク足金属キャピタル曾根的な影響評価のところで、これ許可の添付6-69のところの文章を見ますと、
1:06:16	あそこ考慮する対象がですね燃料被覆管及び金属キャスクの構成部材というふうに記載があるんですけども、これ今回第2回の申請でいただいた申請書例えばその投資PDF通しページというところ。
1:06:31	2136 ページなんかの評価のところを見ますと、
1:06:35	これ
1:06:36	評価の文言上はですね、金属キャスクの各部っていうなくて実際中身を見ますと、被覆管の話は入ってるんですけども、燃料被覆管の話が、文章上ちょっと文章上ちょっと見えないので、
1:06:49	そこら辺は許可との整合性って意味で、明確にした上で説明をお願いしますというところなんです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:57	次に、図なんですけども。
1:07:00	これ落雷関係なんですけども、今回許可じゃないですね申請書の25ページとかの基本的方針があると。
1:07:09	変更ありというふうに施設もう何か、変更後の文章を見ると特設設備とかが増えたような感じもしなくて、おそらくこれって、最初の本でいく質問出た皆さんに今作ってる資料3-2とかの説明とかも、
1:07:22	話にかぶるのかもしれないですけども、
1:07:25	落雷に関して今回の申請書、第2回の申請において具体的に何を設備追加してるとか、追加してないんですかっていうところをちょっと明示的に説明をお願いしますというところです。
1:07:37	で、
1:07:39	落雷についてもう一つなんですけども、
1:07:42	設置額設置するとする屋上農家、値上動態につきまして、これ申請書の25ページ等の案件基本設計方針とかを見ますと、
1:07:53	これは建屋屋上に設置しますという機械なんですけども。
1:07:56	申請書の2829ページの
1:08:01	図面等を見ますと、
1:08:03	これは屋上、値上動態は、建屋の屋上及び外壁に設置という記載があって、
1:08:10	何かここ閉合していないような気がするので、具体的に本当にどこでこんなところに設置するんですかっていうところを説明いただくとともに、
1:08:17	当然申請書の記載もあわせていただきたいというのと、
1:08:21	説明とかで置いておいてですね投げ導体は何かこうその導体を構成する機器とか、ケーブルとかあるんだったらその設置箇所をですね図面等もついて、
1:08:33	ちょっと将来詳細に説明いただきたいなというところです。
1:08:39	続けますけども。
1:08:42	これは竜巻関連の話なんですけども、
1:08:47	これも若干強化の話なので、皆さんの考え方を説明資料で説明いただきたいんですけども。
1:08:53	竜巻の飛来物設計飛来物ですね竜巻飛来物について、
1:08:58	現状の申請書の基本設計方針26ページとかあと評価の紙添付の1998ページの図では、
1:09:08	開口部Ⅱ箇所とか極めて低く、
1:09:11	ショート可能性衝突を仮定しても、安全機能への影響作っ小さいですよと、機会がありましたけども、ここのその影響が小さいという点について、
1:09:21	具体的にどう考えてるのかっていうところを見たときに、許可の方の話を見ると、
1:09:28	まとめ資料とか添付5のところの結論書いてありましたけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:32	というところでまずこの値影響が小さいというところは何ですかというところを許可とかの話の踏まえて説明いただきたいなというところがまず1点で、プラス。
1:09:43	そこで、
1:09:45	許可の時の話ですけどもこれも、
1:09:49	飛来物が突入するであろうその開口部とかの想定で、許可では9-地公体それぞれ2ヶ所ずつ、
1:09:58	選定されていたと思いますけども、例えばその立てやあを見たときに、機器搬入法です。遮へいカメラが設置されてるとこだと思うんですけども機器搬入とかはありますけども、
1:10:10	そこら辺の搬入ポートカーについてってそもそもどう考え、今日の段階でだと思えますけど、今日から
1:10:17	幹事行等の戒告としてのその考え方ってどう考えていたんですかというところをご説明いただければと思います。
1:10:25	で、
1:10:26	竜巻であと二つ続けますけども、
1:10:31	申請書 2035 ページの影響評価のところ、
1:10:36	この 2035 ページこれは竜巻の、バグ具体、竜巻影響評価で具体的に評価する部位の話がありまして、
1:10:45	この選定している、屋根スラブの、
1:10:51	ところ部分なんですけども。
1:10:53	この、このページに具体的な
1:10:56	幾らかっていう数字が書いてありますけども。
1:10:58	この数値を見ると、見たときにその同じページの説明にある選定の考え方で、記載として本当どう建屋の外壁及び屋根スラブにおける貫通及び、
1:11:10	云々かんぬんのは、時評価対象範囲の最初分だとしますというところで記載されていて、これを素直に見ると、
1:11:19	建屋の一番一番薄いところって、例えば 248 ページに行ったら、別の天井部分でもっと薄い場所があると思うんですけども何でこう設定してるんですかっていうところの考え方を、
1:11:31	ご説明いただければと思います。
1:11:35	もう一つ竜巻関連でこれはもう、
1:11:37	恒例の質問の
1:11:40	更問みたいな形ですけども。
1:11:42	先ほどの1個前のやつ、質問ですと開口部としての期間に今度はどういう考えなんですかっていうことを聞こう。
1:11:51	申しあげましたけども機器搬入法以外にも、
1:11:55	単にこの横の、
1:11:57	扉とか、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:58	あと、遮へい他の遮へい扉とか、そこら辺の話っていうのを具体的にどういうふうに考えてたんですかっていうのを、1個前質問の回答と合わせてご回答いただければと思います。
1:12:10	あと、
1:12:11	同1個やって一貫区域を切ろうと思いますけども、
1:12:14	積雪関連の話で、
1:12:16	これ許可もそうですけども、
1:12:20	申請書の2062ページとかのこれは降下火砕物の影響評価のところの記載ですけども。
1:12:26	閉塞に対する考え方として降下火砕物及び積雪を考慮しまして、記載があって、これも許可の方に記載があったと思いますけども。
1:12:35	一方で今回の申請書の基本的方針の適切な説明とかには、適切性に対して閉塞を考慮しますという説明が一切見当たらないんですけども、ここら辺の
1:12:45	基本設計方針に間の記載がちょっと不十分かなと思ってるんですけどもそこら辺、事業者さんとしてどう考えておられますかというところ。
1:12:53	ご回答いただければと思います。
1:12:56	だからあれですね旧地公体高高坂風洞棟の設置云々かんぬん、設計方針の許可の20ページですけども、その説明について、
1:13:05	施行に申請するどういうふうに考えて基本設計方針が作ってるんですかっていうところ。
1:13:11	一般外部で証拠で切ろうと思いますが、事業者から何か、
1:13:14	ありますでしょうか。基本的には、回答は書面でいただければと。
1:13:19	福留部長の物御社の柿崎と申します。
1:13:24	はい。
1:13:25	外部次長の外部火災の方でいただいた。
1:13:30	コメントについてちょっと1点確認させていただければと思います。
1:13:34	金属キャスク
1:13:36	内部監査の金属キャスクの各部の評価という記載に関してのいただいたコメントについてですけど、現場の確認がですね、先ほどおっしゃっていただいても
1:13:46	添付の7-4-5-2。
1:13:49	環境影響評価額のところっていうことで、基本的にちょっとこの記載をちょっと充実化させるっていう点で、よろしいでしょうかというと、
1:14:01	所江口的な範囲というか、7-4-5-2がご指摘今回いただいた点ということでよろしいでしょうか。
1:14:08	えっとですね規制庁ウツミでございます。
1:14:12	認識は半分それでいいと思って添付書類の方の機会を充実化させくださいっていうととかこれ関連する機会が確か基本方針の方にもあったと思うので。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:23	温度上昇越え部分の話っていうのが、多分金属キャスクのっていう話がなかったと思うんですけども、ちょっとすみません、ページ数が今出てこないんですけども、
1:14:33	修正というか記載の充実化に関しては、基本の方針も合わせてちょっと確認していただいて必要に応じそっちも会をいただければと思ってるところです。
1:14:43	はい。或いは、RFS船津本社の柿崎柿崎です。基本設計方針の本文の方も含めて等とかとの整合の観点で記載を検討したいと思います。
1:14:54	すみませんもう1点なんですけれども、この話の中で、一応事業部とか岩盤では、先ほどおっしゃっていただいた通り燃料5日間、
1:15:04	及び金属キャスクの構成部材の、
1:15:08	とありますの温度情勢を考慮しても、金属キャスクの基本的安全機能を損なわない実験ということで最後の、枕詞で細部についての金属キャスクの、少ない設計するというので、
1:15:20	今回の建設工認の7の4-2の外部事象の防護施設といったところの選定をしているところで厚部門です。
1:15:30	金属キャスクと建屋を評価対象としている流れがあつてですね、最後の結果としても一応金属キャスクに最後クローズアップはしてございましたんで、
1:15:42	一方で何も評価していないということではありませんので
1:15:47	評価対象はあくまで最終的な評価としてはあくまで金属キャスク動機つつも、その前段で燃料被覆管のことをちゃんとポールがされているその、
1:15:58	燃料被覆管の温度上昇を考慮し、も考慮されているというふうなちょっと趣旨を少し加えるというふうな検討、位置付けでよろしいでしょうかちょっと方向性で評価対象部位の最終的なところは金属キャスクっていうふうに認識してまして。
1:16:12	そのな、その過程の中でちょっと遅れていると、こんなふうに認識してますがいかがでしょうか。
1:16:19	規制庁詰めずちょっとまだ修正案とかは具体的な何とも言えないんですけども今おっしゃっていた趣旨で、要はこの許可で言ってることは抵抗されてますよねっていうところが、何かしら読み取ればいいので。
1:16:32	そこら辺でプレイズワードは修正していただいて何か案を出していただければ
1:16:38	RFSの柿崎です。はい、承知いたしましたありがとうございます。
1:16:44	続けてRFSむつの笹崎です。竜巻に関して、コメントいただいている件についてご質問します。質問等したようですけれども。
1:16:57	開口部に対する衝突突入。
1:17:02	の影響に関しては補足説明でまとめて
1:17:07	提出したいと思います。
1:17:09	ちょっとご質問ですけれども、
1:17:14	宛に対する飛来物が衝突した際の、裏面剥離だとか、あとは貫通の評価。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:22	これは添付の7-2の方に記載しておりますけれども。
1:17:26	これで選定しているのは、受け入れ区域の外壁等、貯蔵区域の屋根スラブという2ヶ所に絞っている件に関して、
1:17:36	この2ヶ所でいいという理由を教えてくださいということでした。
1:17:41	で、申請書を2030。
1:17:45	2ページ。
1:17:47	出してもらっていいですか。
1:17:49	はいどうぞ。
1:17:53	この中で、3.2ポツで評価対象部位っていうところがあって、そのまた枝葉で、
1:18:00	3.1.1の中で、貫通評価等、裏面剥離評価に対しては、設計飛来物の浮き上がり高さを踏まえて、地上高約17.2メートル以下の建屋外郭を構成する。
1:18:16	外壁及び屋根等を評価対象としますというふうにしているので、結論的に、
1:18:25	受入れる区域の外壁、あとは貯蔵区域の屋根スラブを選定して、事務剥離だとか貫通評価をしているっていう。
1:18:34	流れになってます。
1:18:39	議場で一つ三つそうするとあれ、ちょっとあんまりここでやりとりするあれなんすけども、そうするとあれですか警備区域の天井は地上高さ約17.2メートル以上あるから、
1:18:51	違いますよってことでよろしいですか。
1:18:54	RFSむつの笹崎です。その通りの理解です。
1:18:59	規制庁富澤了解です。ちょっと了解じゃその旨はちょっと文章のコメント回答で記載いただければと思います。
1:19:07	RFSむつ佐々木です。了解いたしました。
1:19:14	規制庁内海です。では特に他なければ、当該バージョンスズキ動きたいと思います。
1:19:21	まずこれオザキからなんすけども。
1:19:26	これも許可整合という意味で、記載の拡充かというところだとは思いますが。
1:19:32	衛藤許可の申請書においてですね
1:19:35	過大効果火砕物の、見立て腐食食う客の腐食の話ですね。
1:19:40	については、ちょっと読み上げますけど火砕物に付着した硫酸等を含む植生ガスによる腐食対策って形で具体的に降下火砕物の何が腐食の原因なんすかっていうところが確か。
1:19:53	記載されていたと思うんですけども、一方で今回の申請書の24ページの、
1:19:58	基本の方針等を見るとですねそこら辺がちょっと読み取れないので、具体的な腐食性の額っていうのが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:07	考慮されてるんですよ考慮の対象なんですよってところがわかるように許可の成功を踏まえて、
1:20:12	議会の、
1:20:14	拡充ですね添付とかも踏まえての話ですけども。
1:20:18	記載の拡充をして欲しいと思ってます。
1:20:21	続きますけども、
1:20:25	これは説明をしていただければと思うんですけども。
1:20:29	申請書の 29 ページのところでは、金額の外表面塗装しますっていう風に言ってるんですけども、この後その範囲がちょっと今んとこ申請書においてもよくわからないなと思ってまして、
1:20:42	一方で舗装の範囲がわからないと思ってるので、まずこの塗装する範囲ってのは具体的にどこどこ、キャスクをどこやるんですかっていうのは、ちょっと明示的に書いて欲しいなっていうところと、
1:20:54	あと一方でその舗装されてる部分っていうのを申請書で見ると、例えば 2193 ページでは 3 ヶ所書かれてるんですけども、
1:21:02	2258 ページでは、5 ヶ所ぐらい書かれてまして、そこら辺のページの舗装されていますよって書いてる部分の、
1:21:11	話の整合も踏まえて説明をお願いいたします。
1:21:17	次いきますけども。
1:21:19	検討。
1:21:20	このキャンプ腐食対策ですね。で、これ許可の方を見ますと、
1:21:25	東京湾の 6 店舗の方の 58 のところですけども、
1:21:29	自主的に強い負荷上部に対策をしますとか言ってるんだけど、この自主的な対策っていうのは、結局結構人情だと何に当たるんですかっていうのを、
1:21:39	説明いただければと思います。
1:21:43	続きますけども、
1:21:45	これもキャスクの話ですけども、
1:21:48	293 ページ等で 100%そうしますと書いてますけども塗装塗料って何なんですかっていうところで、
1:21:56	具体的な塗料の仕様を記載いただければと思います。
1:22:02	続けますけども、これは 2066 ページの工場火砕物Ⅱとかに対する強度評価のところですけども、建屋とかの強度評価のところですけども。
1:22:14	この 2065 ページの 3 のところに書いてある。
1:22:17	作用する効果させる荷重とか、若菜梶野院長、鉛直荷重についてはやめたい新駅フレームに対応しますといったところを増永に読むとですね。
1:22:28	屋根については鉛直荷重の評価をしますけども、壁とフレームは鉛直課長じゃなくて、
1:22:33	層間変形角とかは、評価されてるので、何鉛直っていらないうんですかっていうところを説明お願いしますと。この説明の時にはおそらく

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:44	添付書類の後ろの方書いてある、
1:22:46	企画とかをおそらくや、
1:22:49	使ってやってるはずなので、
1:22:51	何の規格に基づいてやってるんですかっていうのを明示的に書いて欲しいってところです。
1:22:56	あと、
1:22:58	これ
1:23:02	そうですね企画に逆の話を書いてくださいというところです。
1:23:05	で、続きますけど、
1:23:09	これが 2066 ページの先ほどの状況等の評価のところと同じなんですけども。
1:23:14	これあの、
1:23:15	2066 ページの B3 の B ポツの記載のところですね。
1:23:19	これ
1:23:21	フレームと株についてのところでこれ風荷重との関係性がちょっとここで読めないってなので具体的なその 2086 ページの実際評価のところでは、
1:23:31	風荷重の関連性が書いてあったので、その話を、B ポツの方でも記載いただきたいな。
1:23:38	明確にわかるように記載いただきたい。書き方おまかせしますけども。
1:23:43	やっぱり教えて欲しいなというところです。
1:23:47	続きますと、
1:23:49	次は 2067 ページの図面とかですね、これは別にこの図面ではなくてもいいかなと思ってるんですけど、評価対象という屋根と壁とフレームって具体的に例えばどこどこなんですかっていうのが、
1:24:01	ちょっとここら辺の外務省の辺ところ読んでもわからなかったのが、
1:24:06	例えば田井進藤の説明書で何かもうありますって話だったらもうこのページを見ていただければいいんですけども。
1:24:12	具体的にどこが壁でどこがフレームで、
1:24:15	ていうところも
1:24:17	わけ。
1:24:18	館野。
1:24:19	具体的な
1:24:21	評価対象部位がわかるような図面をまぜていただき、
1:24:25	次を。
1:24:26	示した上で説明いただきたいなっていうところになっております。
1:24:30	で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:33	付けば、これはもう、
1:24:35	最後、意見ありますけども、
1:24:38	2083 ページに記載しているそのフレームと、壁、遮へい機でしゃべりとフレームと許容限界値のところ、
1:24:46	それぞれ何の規格に基づいてるんですかっていうことを説明お願いしたん。これは先ほどの質問。
1:24:51	その辺のところなんでこの方向なんで、方法で評価してるんですかっていうと御説明とおそらく一緒の回答があるかと思うんですけども。
1:24:57	この許容限界はどっから出してるんですかっていう説明をお願いします。
1:25:01	で、
1:25:02	これこれ機械の、
1:25:05	話だけなんですけども、これ止めの方の許容限界のこの1.5の根拠っていうのは文章自体RC基準で書いてあって、おそらくこれはこれコンクリートのやつだと思うんですけども。
1:25:17	申請書中では
1:25:20	基準に折笠内で記載いただきたいっていう。
1:25:23	ところで、もし阿久津なんかブランド必要と、当院とかでも確かややり方一般フルネームを出した後に訳してたはずですけど、フルネーム出したどっかいらした上でいいか。
1:25:34	淡路基準とするとか、S基準としますとかそういう形でちょっと基準の名前は、
1:25:39	わかりやすく記載いただきたいなと思ってます。これ火山だけじゃなくて、台風の建屋の評価のところを使うイシイ基準でとは思うんで。
1:25:48	どっちも同じように、フレーム学科、
1:25:51	最初のところでどっか約2日って形で記載いただきたいと思ってます。
1:25:56	外文章以上になりますとか、何かございますでしょうか。
1:26:02	RFSむつの佐々戸崎です。火山の腐食性ガスの
1:26:11	タスク表の塗装の対策の部分について、別購入で記載が足りてない部分がありますのでそれはもれなく出席いたします。あとご質問ですけれども、
1:26:26	ページの2193ページだとか、ページの2258ページで、それぞれキャスクへの頭数をどこにされているのかっていう記載がそもそも合っていない。
1:26:37	ということ、今後修正する必要があるというふうに思っています。
1:26:42	それに加えて、自然現象外部事象のですね、基本設計方針。
1:26:48	に今はただ単に金属下腹虐待不代表面にゴソウ等の対策を施すというふうにしているんですが、
1:26:56	そこを金属キャスクのどこどこどうっていうふうに明確に、すべてを列挙して、ここに塗装しますというふうに、修正するっていうふうに、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:08	修正してくださいというふうに聞こえたんですけども実際そういうふうな、
1:27:14	明示する方向で、
1:27:16	修正するのでよろしかったでしょうか。
1:27:19	規制庁国枝です。まず最初の部分は相当言ったように、最後のキャスクのところの部分を基本設計方針で明示した方がいいかというところについては、
1:27:30	個人的には思っていないんですけども、それはそもそもまずは評価との整合性って意味で、
1:27:37	意味と、あと申請書、どういうふうに作ってるかっていうところで、
1:27:43	ある程度店舗にどこまで情報をどうするのかというところと、基本設計方針どこに書くのかというのはまずそれはまたおそらく事業者さんの書き方の方針に合わせたほうがいいと思うので、
1:27:55	例えば許可でここまで書いてるものを基本設計方針としますとか、基本設計方針では、具体的な部分は、書かないで添付落としますってのは、もうそれは事業者さんの裁量だと思うので、
1:28:08	こちらとしては、とりあえず添付でも何でもいいので、どこにいいのかわかっていけばいいと考えてます。
1:28:14	回答は以上です。
1:28:18	RFSむつの笹崎です。それでは全部の方、
1:28:22	2193 ページだとか 2258 ページ記載があって来ているところを修正しまして、藤火山に関しましては、現状通り外表面。
1:28:33	という記載のままでいこうと思います。1 頭です。
1:28:44	規制庁内海ですけどほか、外部事象で何かございませぬ何かございませぬでしょうか。
1:28:51	なければ、
1:28:55	規制庁イシイですけど、泉さん今のRFSがこういうふうにしますって言った部分は大丈夫ですかね。多分、内海さんが回答した通りで、
1:29:06	どこに書くかっていうのはあるとは思んですけど。
1:29:09	火山の、先ほどの 2193 とか 2253 のところがまず整合してないっていうのと、その前半でコメントとして伝えた、明確に説明することっていうのは、
1:29:24	整合をとればいいだけじゃないんじゃないかなと思ったんですけど。
1:29:28	そこは大丈夫でしたねちょっと。
1:29:32	あれでそこは許可でどこまで。
1:29:36	というかちょっと他との並びとかもあると思うので一旦
1:29:41	種補正の方針というかあれを、説明して受けた上でちょっとホカホカの換気サイトウ並びとかも踏まえたいなと思ってるところなんですけど。
1:29:53	寄生虫審査わかりました。はい。
1:30:09	季節アカイシです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:13	赤木さんどうぞ。すみません新です。藤球場関係ほかなければ、一旦、
1:30:19	ここでこのコメントもまた、最後の 21 条の方まで続いてしまいますので、
1:30:25	ちょっと一旦休憩にさせていただきたいと思うんですけども R F S さんよろしいでしょうか。
1:30:33	あれっ東京事務所です承知しました。
1:30:37	それでは今から 10 分間、
1:30:40	15 時。
1:30:42	40 分まで。
1:30:44	休憩とさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。
1:30:50	はい。
1:30:55	規制庁のカワムラです。
1:30:58	ちょっとそれでは、11 条の閉じ込めから再開させていただきたいと思ひます。
1:31:06	とじ込みに関してですけども、前回のヒアリングの際に、通りチェックについては
1:31:15	設工認上では申請範囲外と考えておりますということで私の方もそれで、
1:31:23	わかりましたと言つて、あとはちょっと補足等を確認してみます。
1:31:28	お答えしたんですけども、ちょっと補足を見ていてですね、設認の農の、
1:31:36	2
1:31:39	はい 1-添付 3-3 に、二次ぶたが付けた漏えい率の 9-2-1 っていうのが添測定しますっていうのが書いてあるんですけども。
1:31:50	もちろんリークチェック孔にヘリウムリークです。
1:31:53	当装置を接続することで、測定するものと、
1:31:59	理解しておるんですけどもこれによって一部たであつたり 20 分との健全性確認を行うのであれば、
1:32:07	リークチェック孔については、やはり 11 条であつたり、13 条の対象と考えられるんですけども、
1:32:16	このリークチェック孔についてはやはり、その申請対象外なんですっていう考えであればこれを使わずにその日と事故名について必要な、
1:32:28	機能の維持であつたり試験補修等ができることを説明していただきたいと思つております。
1:32:35	今ちょっとお出ししてもらつてるかと思ふんですけど節人へのオノ 002 の資料で、3 ポツ一位で異常時の対応とかがあつたりするかと思ふんですけども。
1:32:48	この内容を可能であれば
1:32:53	フローズみたいな形来て、異常があつた場合どういふフローで、
1:32:58	判定したかみみたいなフロー図を示していただいた上で、ここまでが設工認の範囲で、こつから先は保安規定であつたり、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:08	事業者が自主的に行う活動の範囲ですみたいなことを言っていたいで、
1:33:14	それで、11条であつたり13条の要求を満足できるねっていうのが確認とればリークチェックは不要のかなと判断はできるのですけども。
1:33:24	ちょっとその辺再度ちょっと整理して説明しただけしていただきたいと思っております。
1:33:30	以上です。
1:33:32	はい。
1:33:33	はい、RFS東京フルヤです。今ご指摘の通りですね我々の説明の仕方が一部よろしくなかったところがございます。閉じ込めとしてはまああ取り込める構造。
1:33:43	そこを引き、きちっと記載しております。ただ、13条の試験可能性というところで、確かに補足説明資料にしかない部分もございますので、利益チェックについても、
1:33:55	そこを申請書のほうには上げたいと思っています。ただ最後のフローについてですけども、その部分ここから先、こつから手前はどうか。そこは補足説明資料の方で、
1:34:07	どうを表現するか社内でも検討したいと思います。以上です。
1:34:14	規制庁河村です。岡川承知しました。ちなみにこの、ここでちょっとあまり議論するのもよろしくないなと思うんですけども。
1:34:24	ここで書いてる背にパフォだけだと、1次またニジブとの判定はできない。
1:34:30	という考えでよろしいでしょうか。
1:34:43	RFS東京フルヤです。ちょっと説明とわか略取上回りやすくするため混乱させないようにするためにですね、ちょっと
1:34:52	改めて説明の方は準備したいと思います。以上です。
1:34:56	承知いたします。では再度、
1:34:59	資料いただいた上でちょっと確認させていただければと思います。
1:35:19	規制庁内海ですけども今の11条。
1:35:23	特に掛けRFSから特になければ、12条2項があるやつ大丈夫でしょうか。
1:35:31	RFS東京フルヤです。RFSが11条大丈夫です。以上です。
1:35:35	規定上すべて了解ではちょっと私、規制庁内海ですけども、では12条の火災の方に行きたいと思えます。
1:35:45	課題のところですけどもまずあの、
1:35:48	申請書の32ページ等と言ってます金属や、断面ケーブルとか、難燃性ケーブルの、
1:35:56	適用の関連なんですけども。
1:35:59	32ページではですね難燃ケーブルを適用する範囲として、均等キャンブに直接接続するケーブルっていうふうに記載してるんですけども。
1:36:08	このケーブルの選定の範囲について、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:12	金属キャスクの周囲のケーブルの設置状況ほかにケーブルとか周りってどうなんですかっていうところとかも踏まえて、
1:36:20	具体的にどこの範囲を、
1:36:23	この何人ケーブルにするのかというところを改めて説明をお願いしますっていうところ。
1:36:29	が1点目です。
1:36:31	あと、付けた難燃ケーブル等難燃性警部の、
1:36:37	ところの考え方なんですけども。
1:36:39	これは旧基準平成22年の時の人施工認可ハザーへずっと具体的何か変更点はありますかというところで、これはもう、
1:36:49	一番最初の今整理いただいてる資料とカトウ古賀を、の改訂版を見ればわかるのかもしれないですけども、このこのケーブルの、
1:36:58	設計の変更の部分について、何か具体的にどうなんですかっていうところを改めてご説明をお願いいたします。
1:37:06	あと最後価格は、
1:37:07	待ちました私からは最後なんですけども、これ32ページとかで難燃ケーブルとか難燃性ケーブルについて岡野町で、もうすでについて話などで評価だとか、評価における考え方ってどうだったんですかっていうところの、
1:37:21	説明をいただければいいんですけども、この
1:37:24	使用する規格ですねアイトリ古井の棚橋さんとか、あと垂直燃焼試験とか、あと難燃性ケーブルだと。
1:37:31	JISの規格ですけども、この比較を選定した理由というか、
1:37:36	この企画でいいんですよっていう適格性について、例えば、他の、
1:37:42	発電所とかでの使用例とか、
1:37:44	あと今回うちのガイドに示されてる、笠井広川委員で示されてますけども。
1:37:50	そこら辺の他にも使用例とか、
1:37:53	を踏まえて許可での選定時の考え方っていうのを改めて文書で説明をお願いいたします。
1:37:59	私からは、葛西城で続けて新しいところから、
1:38:03	はい、施設アカイシです。
1:38:05	12条の方への関係続けて私から、あと2点ほどなんですけれども。
1:38:11	まず消火設備等警報設備については、故障ですとか、異常な稼働をした場合に、使用済み燃料貯蔵施設の基本的安全機能に支障を及ぼす恐れがないものであること。
1:38:25	要件がありまして、その具体的な説明として、添付の方で一部ですわね考課者%が作動するんだけれどもですとか、
1:38:34	あと
1:38:35	水とか消化剤がわかるんだけれども、どうこう行方で支障がないですっていうご説明いただいてるんですが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:44	消火設備の中で一部ですね、この防火水槽については、こういったことが起こっても大丈夫ですってところの、
1:38:53	記載がちょっと説明がなかったのでこの部分については説明をいただきたい。
1:38:59	というのがまず1点目。
1:39:00	2点目なんですけれども、
1:39:03	火災受信機については、
1:39:06	今のところ出入り管理建屋等監視盤等決めた提案に設置するとしているんですけれども。
1:39:13	3ヶ所ですねそれぞれの役割という役割等を位置付け、
1:39:18	設工認での位置付けについて説明をいただきたい。
1:39:22	そういうことを、
1:39:23	この2点目についてはですね、火災受信機は火災の関係なんですけれども、その火災からは外れるんですが、ちょっと同様の、
1:39:33	設置位置とかの関係ですね、同様のことを、
1:39:36	統計せ計測設備。
1:39:39	当放射線監視設備の表示、警報装置についてもですね、監視盤室にまぎってあとまた事務建屋にも、
1:39:48	同じものがあるということで、設置される。
1:39:51	ことになっているので、同様にですね、このそれぞれの役割の位置付けについて説明いただきたい。
1:39:59	宇津木議長に点が私から。
1:40:02	のコメントです。
1:40:04	12条に関しては以上になるんですけれども。
1:40:07	何か確認等、RS側でありますでしょうか。
1:40:17	リサイクル燃料サイズおむつの長嶺谷津申します。お疲れ様です。
1:40:21	今おっしゃった防火水槽について、それが基本的安全機能、支承要素がないもの。
1:40:29	そして、
1:40:30	大丈夫な説明っていうのは、
1:40:34	具体的には報告は、
1:40:37	消防本部にて、防火水槽から水を吸引して、放水するんですが、
1:40:44	そういうふうな旨の、
1:40:46	本部長の具体的な、
1:40:49	消化方法というかそこら辺の拡充っていう理解でよろしいんでしょうか。
1:40:58	規制庁赤石です。
1:41:02	ちょっと今お話いただいた部分がちょっとはつきりわからなかったところもあるんですけれども。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:07	例えば防火水槽
1:41:10	真ん中に、水を溜めておく。
1:41:12	いいものだと思うんですけども。
1:41:16	ナカノ水ですとか、あと
1:41:19	ポンプを使って作動させて、
1:41:25	防火水槽から水を引いたときに、
1:41:28	何かしら基本的安全機能に支障を及ぼす恐れがある。
1:41:33	調査ですとか、そういったところがないんですよってという説明が、一つ欲しかったなっていう。
1:41:40	主旨です。
1:41:44	はい。
1:41:45	リサイクル燃料貯蔵むつの長峰です。
1:41:48	趣旨理解しましたので、
1:41:51	説明したいと思います。以上です。
1:42:00	イトウギサイクル燃料貯蔵東京事務所のです。
1:42:04	今、
1:42:05	二つご質問いただいていると二つ目の質問の、後段部分は、これは12条ではなくて、17条18条への、
1:42:16	コメントということでしょうか。
1:42:20	規制庁赤石です。基本的な該当条文としてはそうなるんですけども、
1:42:28	別にコメントとして一つまとめていただいて回答いただくという分には特に構いませんので、
1:42:38	あるそうです。承知しました。
1:42:55	規制庁赤石です。
1:42:57	その他なければ、13条行きたいと思うんですけどもよろしいでしょうか。
1:43:14	RFS東京事務所です。よろしくお願ひします。
1:43:20	施設アカイシです。
1:43:21	はい。では次、13条の安全機能を有する施設に関して、私の方から2点なんですけれども。
1:43:30	また
1:43:34	技術基準への要求への言葉そのまま裏返しで今、
1:43:40	書いていただいていると思うんですけども、C大隅燃料貯蔵施設内で、共用しない。
1:43:46	ということを、基本設計方針ですとかそういったところですね、制限されてると思うんですけども、この使用済み燃料、
1:43:55	消防施設内で共用しない。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:58	としている設備っていうのは、具体的にどの設備を指して、こう言っているのか。
1:44:04	例えばこの共用できる可能性がある設備っていうのはどれになるのか。
1:44:08	こういう考え方で共用しないとしているんですよっていうところを、説明いただきたいっていうところ。
1:44:15	が1点目です。
1:44:16	この点について
1:44:19	例えばなんですけれども、今後、
1:44:21	S u r f a c e ないで、
1:44:23	2棟目の貯蔵施設っていうのができることを、
1:44:27	等をですね考えていた時に、例えば電源車ですとか、通信連絡設備、
1:44:32	今現状すべての設備について共用しないとしていると思うんですけれども。
1:44:37	その考えで、
1:44:40	問題ないか。
1:44:42	A R F の考えを、説明いただきたいというのが1点目です。
1:44:50	2点目なんですけれども。
1:44:55	すべての安全機能を有する施設について、
1:44:58	検査または試験をしままたは修理ができる。
1:45:02	ように設計しているとあるんですけれども、
1:45:05	主にはもう
1:45:08	配置を考慮している。
1:45:10	奇形の、点検とかができるように、アクセス性を持たせているというところが主だと思うんですけれども。
1:45:17	この検査、試験、保守、修理ができるために、具体的には、具体的にどのような設計にしているのかっていうところを、
1:45:25	ご説明いただきたいというのが2点目です。2点目については添付にですね一部記載あるところあるんですけれども、それをすべての安全機能を有する施設について説明していただきたいというのが2点目。
1:45:39	13条については以上になります。
1:45:44	R F S 側から何かございますでしょうか。
1:45:55	R A 進スギヤマです。
1:45:57	今いただいた説明内容に対して特にコメントはありません。
1:46:03	了解いたしました。以上です。
1:46:06	規制庁西ですけども、赤石が今発言したコメントの二つ目については、趣旨はわかりましたかね。
1:46:16	ちょっと赤井さん私ちょっと補足してみるんですが間違っていたらすみません報告お願いします。アカイシが二つ目で言ったポイントは検査ま

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	たは試験保守または修理ができるために具体的などのように設計している。
1:46:29	下ってというのは、多分約アクセス性みたいなことも含めて、教えて欲しいというポイントかなと思ってんですが。
1:46:38	赤石さんそういう理解でよかったですかね。
1:46:42	規制庁赤石です。はいおっしゃる通りで、
1:46:46	今現状ではそのアクセス性ですとか配置を考慮してとかっていう文言がですね、申請する上では見られてなかったの、その部分について説明を。
1:46:56	いただきたいという趣旨です。
1:47:00	規制庁イシイですけどもRFS側いいでしょうか。
1:47:05	IRSむつのスギヤマです。アクセス性という形で記載をしていくということを、
1:47:13	考えております。
1:47:15	すいません 1013 条関係で、
1:47:18	2 棟目の花Cに関してなんですけども、これ事業評価でも 2 棟目の話、特に書いてませんので、ここは回答が難しいなというふうには思ってるんですけども、それでよろしいですか。
1:47:39	規制庁赤石です。
1:47:41	今現状では認めの話ではないと思うんですけども。
1:47:46	と。
1:47:47	将来的に、
1:47:49	何もそういったのが、
1:47:51	将来マターに当面時に改めて考えるとかっていうことなのかもしれないんですけども。
1:48:00	将来のその 2 棟目。
1:48:03	がもしできたときに、
1:48:05	電源車ですとか通信連絡設備、
1:48:08	ってというのは、現状で、共用しないことで考えているのかなっていうところの考え。
1:48:14	今のところの考えだけちょっと確認したいなと思ひまして。
1:48:17	のコメントでした。
1:48:22	RSE-Mアカサカですけど、今、杉山が言った通りですねに留め事業変更許可の範囲じゃないので、
1:48:29	我々ちょっと出してですね正確に回答するという考えはないんです。
1:48:35	現状ですね一投目で共有するかしないかといった共有しないという答えしかなくてですね。
1:48:41	イトウ目の申請の時にじゃあ先どうするかっていう答えをですね、出す、申請の段階で説明する。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:47	いうことが、
1:48:49	我々の答えかなと。
1:48:52	以上です。
1:49:01	規制庁曾田ですけれども、今の回答でよろしいんじゃないかなと思いますけれども。
1:49:08	はい、施設アカイシです。
1:49:11	はい、今のその旨では回答いただければと思っております。
1:49:16	以上です。
1:49:20	はい。あれスムーズのすぎヤマです。コメント回答で、作成するときに、今の発言の内容を踏まえ、記載するという形で回答したいと思います。以上です。
1:49:32	規制庁赤石です。はい。よろしく申し上げます。
1:49:38	規制庁の田口です。それでは 17 条の材料構造、
1:49:44	設置。
1:49:46	ごめん等、説明したいと思います。
1:49:49	まずですね、通しページの 2255 ページ。
1:49:54	2、第 5-1 表。
1:49:58	ここに
1:49:59	が代理の衝突時か 15 時って書いてあるんですね。
1:50:04	この根拠ですね、補足の幾つにあると。
1:50:08	というようなことを、回答いただいて、
1:50:12	根拠が示されたものがなければ、
1:50:15	その根拠はせ、補足でまとめていただければと思います。
1:50:21	二つ目はですね、防止の 2353 ページ。
1:50:28	のように、
1:50:31	シール部とシール部以外の許容力が異なっているので、
1:50:37	カバープレートについてもですね。
1:50:40	シールの欄を追記して、
1:50:44	書いていただきたいと。
1:50:47	その次はですね、志賀 2374 ページで、
1:50:55	累積疲労累積数ですね。
1:50:59	これはもうジャスコず企画によれば、
1:51:03	荷重条件 C D。
1:51:06	を加えた回数のもものも、
1:51:08	必要としてるので、
1:51:10	平成 22 年の認可のように、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:51:14	地震時も含めた疲労累積荷重も示していただきたい。
1:51:22	なのでえっと、
1:51:25	先ほどの地震のところにですね。
1:51:28	追加してもいいですし、
1:51:31	こちらの十四条に追加してもいいので、どちらかを、
1:51:37	選択していただければ、
1:51:40	続いて、
1:51:42	通しの 2457 ページ。
1:51:46	ここは貯蔵部会で、
1:51:50	平成 22 年から変わった評価点なんです。
1:51:58	麻生ですね。
1:52:01	材料も変わってますし、
1:52:07	下が大の客が圧縮応力の評価をしている。
1:52:14	ということで、ここはちょっとこう、
1:52:17	新たな、
1:52:18	評価なので、
1:52:24	説明をしていただきたいと。
1:52:27	いうところですね。
1:52:30	それから次が、
1:52:32	通しの 2214 ページではボロンサスの。
1:52:39	の特性を、
1:52:40	書いてあるんですけど。
1:52:43	その規格っていうのはそのボロン濃度。
1:52:46	或いは均一といったところも、
1:52:52	規定されていると思ってて、
1:52:57	先ほど臨界にあったボロンの。
1:53:02	についても、こちらに書けばいいかなと思う。
1:53:06	一つは思います。
1:53:08	或いはその
1:53:09	企画に学会の、
1:53:12	その規格を作ったときに、均一性とかですね、そういったのも説明されてれば、
1:53:20	内容を少しく入れ込む。
1:53:24	こういったことも、必要かなっていうところです。
1:53:29	結論。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:53:30	そしたら機械的。
1:53:32	複製でだけではなくて、
1:53:35	ボロン濃度金銭の説明、
1:53:37	すべきではない。
1:53:40	その次が、
1:53:42	通しで 2378、これ
1:53:46	先ほどの累積疲労係数で、ここも同じ内容です。
1:53:53	通しの 2440 ページ。
1:53:58	課題をですね。
1:54:00	最高使用の 130 度としています。
1:54:04	今までキャスクの除熱だったんですけど、
1:54:08	課題のこの 130 度っていうのを、どう決めたかと。
1:54:12	いった根拠を示していただきたい。
1:54:15	私からは以上です。
1:54:23	はい。アレス東京木内です。コメントありがとうございます。全般としてすでに添付だったり補足説明資料にあるものについてはですね、こちらに記載してありますという形で回答させていただきます。
1:54:38	それでちょっと 1 点確認なんですけれども、申請書の中ですね B 佐瀬 304 p1 のですね、濃度とか品性のお話でこちらにも補足説明資料に、
1:54:52	載っているような状況なんですけどこれを添付の中に記載すべきな記載をすべきではないかという主旨でのコメントでよろしいでしょうか。
1:55:08	規制庁の田口です。
1:55:10	そうですね
1:55:12	えっとですね、この申請者上に、
1:55:18	掲載が案、記載が必要だと考えてるの。
1:55:22	質問に出しているんですけど。
1:55:25	DM、ボロン者数。
1:55:28	これにとれば、
1:55:30	それをもとに計算されているから、
1:55:37	やはり申請書上何も見えない。
1:55:40	そういうことではなくって、やはり申請者を見た時に必要な、
1:55:44	内容が記載されてるっていうのが必要。
1:55:48	だと考える。
1:55:52	はいアレス東京事務所決定性趣旨承知いたしました。喜多伊井の方法について検討して補正にて対応したいと思います。以上です。
1:56:04	規制庁の田口です。よろしく申し上げます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:56:46	アレス東京、木内です。十四条については、以上でコメント終わりです。
1:56:58	規制庁の最中ですので引き継ぎまして15条の方に行きたいと思えます。
1:57:03	15条の受け入れ区域天井クレーンのつり具に関してなんですが、
1:57:08	許可の方の電通の方においては物理に関してはこの、
1:57:13	フェイルセーフ設計ですとかはそれちょっとハード請求のようなものが記載されているんですけども設工認の、今回申請者の皆さん度合い記載はございません。
1:57:25	整理上の方においても、
1:57:28	伊波瀬野様が控えていて、運用加工保安規定で対応とも整理されているので、この吊り防護設備の対象としないと判断した理由についての説明をお願いいたします。
1:57:41	私の方からより1点、以上です。次ウツミさんお願いします。
1:57:47	規制庁谷です。は私から続けて15条のところでコメント差し上げます。
1:57:55	15条のところにつきまして申請書の12ページの業績方針等後に、2467ページの方とかですけども。
1:58:05	ここにおいてですね許可の件も空の119ページ等、原発の
1:58:11	14ページの15ページですかね、そこら辺で行ってます。
1:58:14	敬礼天井受入れる天井クレーンの時純層新荷重とカーの組み合わせを考慮しても、強度上耐え得る設計とするっていう文言が、
1:58:24	見当たらないなと思ってましてではこれはもう許可整合の話なんですけども。
1:58:29	許可整合というところで、この文言は室回答と基本設計方針と、あと添付で読めるように、
1:58:37	通してくださいということです。15条以上です。
1:58:50	去年ちょっと記載去年ちょっと三つほどあってですね。
1:58:54	江藤です。二つ目の、下コメントについてなんですけども、申請書の中にペイジーということなんですけども。
1:59:04	こちら記載もございまして、申請書の10ページですね。
1:59:09	と言いますと、17ページ。
1:59:14	はい。
1:59:15	はい。
1:59:17	こちらの方に、荷重の組み合わせだとかっていうのを考慮する荷重っていうものを記載してるんですけども。
1:59:25	そこちょっと開けてないんですが、規制庁ウツミですけどそこ開けないんですけど、受注と地震荷重っていうところのワードって入ってました。
1:59:34	井手神中というのが、こちらの方では地下中として整理してるんですけども、地震荷重は、
1:59:45	地震力という形で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:59:48	対応しております。
1:59:52	一応そういった形で記載してますよということで、もうコメントかそうですねコメント回答でちょっとページ数を越えた上でコメント回答していただければと。
2:00:04	はいわかりましたシマ
2:00:07	はい。
2:00:08	RFSむつの杉山です。15条の1項目目、吊具の記載がないということに関しても、コメント回答で記載して、回答したいと思います。
2:00:25	瀬戸田中ですよろしくお願いします。
2:00:30	規制庁の田口です。16条の、まず私から。
2:00:36	そうですね。
2:00:38	3-1-1の8ページなんですけど。
2:00:44	ですね。
2:00:46	構造計算を行う日ごとの除熱解析結果を示していただきたい。
2:00:53	ということで、
2:00:56	もし補足説明資料に、あればそれでいいんですけど。
2:01:01	細かな。
2:01:04	除熱Ⅱ。
2:01:06	例えばどうそこ行った時豚、
2:01:10	二次蓋とかですね。
2:01:13	ちょっと細かく、
2:01:16	その温度が必要なので、
2:01:20	顧問のもとに、ケース、共同計算が始まると。
2:01:25	ということなので、よろしくお願いします。
2:01:29	私からは以上です。
2:01:33	ファイトRFS東京フルヤです。構造計算に引き継ぐ細かな温度の結果は追加したいと思います。以上です。
2:01:40	規制庁田内です。よろしくお願いします。
2:01:45	規制庁の鈴木です。除熱に関して
2:01:51	バードスクリーンに排気ルーバについて2点あります。
2:01:55	1点目
2:01:57	PDFの通しの614ページの、
2:02:01	第3-1表なんですけども、
2:02:07	この表におきまして、
2:02:11	自主的に設置したものですね漏えい検知器みたいなものと同じような、
2:02:17	扱い、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:02:20	バードスクリーンと入る場になるのではないかと考えてまして。
2:02:25	衛藤。
2:02:27	廃炉になってくるのかなとこの表ではなるのかと思うんですけども。
2:02:32	そのようになってない理由について説明してくださいというのが1点目です。
2:02:38	2点目がですけどこの、
2:02:40	バードスクリーン及び排気ルーバーの閉塞に関してですけども
2:02:45	許可において定期的な巡視により防止が可能。
2:02:49	してるんですけども、
2:02:52	ですので保安規定対応事項って考えられますけども
2:02:57	の整理表の①ですね
2:03:00	そちらでそのような、
2:03:03	保安規定で、
2:03:04	対応しますっていう整理になってない。
2:03:07	任せになってないっていうことですけども。
2:03:10	その理由を説明してくださいという。
2:03:12	2点です。
2:03:15	私からは以上です。
2:03:18	愛RFS東京フルヤです。コメントについては回答書を作って回答いたしますが、我々としては今ご指摘の復員やらルーバーっていうのは、設備というよりも、何つうんでしょう。ものについての部品みたいな認識でいます。
2:03:33	従いまして財産の1項の設備抽出では、抽出されないと。これを受けて、何か保安規定の措置に1画というところじゃなくって、我々、建屋として整理してあります建屋の部品と考えていますので、
2:03:47	その辺を綺麗に整理した回答書を作りたいと思います。以上です。
2:03:56	はい。規制庁の鈴木です。
2:03:59	よろしくお願ひします。
2:04:01	16条は以上ですが何かありますでしょうか。
2:04:23	RFS東京フルヤですいません、16条はこれじゃありません。以上です。
2:04:35	規制庁宇津木です。続けて17条の方を主体と思います。
2:04:43	まだ私は2点なんですけどこれはもう文言だけの話なので
2:04:49	端的に資料配付コメントガイドお答えいただければいいんですけど。
2:04:53	申請書に出てるっていう機構と旧学校の名称ですね。
2:04:58	60フィートカード休校及び廃校って形にして先ほど話が全部あったかってとこですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:05:05	これ一方で申請書の中に21ページとかで9は移行という今おっしゃることもあってこの要望の見ましてどう考えてらっしゃるんですかっていうところをお答えいただきたいと思います。
2:05:16	続けて、
2:05:18	もう1個118ページ以降に記載されてます圧力検出器とか品質関連の名称なんですけども。
2:05:25	このページの※1のところ、別項に山賀監視装置ときたいという説明があって、この、
2:05:33	名前の書き方って申請書の中でしっかりと統一されてますか。要はその、
2:05:39	変更する変更していいんですけど変更したものがちゃんと全部丸々。
2:05:44	変更されてますかっていうと確認で、今、例示的な37ページとか2512ページとか、
2:05:51	変わりますけども、こちら辺で、
2:05:53	監視装置になってるような気がするんですけども、大丈夫ですよっていう、一応確認です。名前の変更等できてますよねっていうか、
2:06:01	私から以上です。
2:06:06	規制庁野村です。私からヨシムラのコメントを2点説明します。
2:06:11	まず説2-3-002改訂1の72ページですが、
2:06:18	蓋間は圧力低下について、通常の状態での圧力低下が継続しても、警報設定値に達することがあるとしていますが、
2:06:27	警報上限値は通常圧力低下計器誤差等を考慮しても、警報値に達しない設計としているのではないのでしょうか。
2:06:37	基準漏えい、漏えい日数による漏えいと警報設定値の関係について説明してください。
2:06:46	2点目ですが、節2の方の008-9ページです。
2:06:51	給排気温度差、
2:06:54	高警報所設定値。
2:06:57	給排気温度30.5度はですね、低角発熱量のキャスクが全数。
2:07:04	ちょちとされた場合も、温度差ですが、
2:07:08	少数体低発熱量のキャスクが貯蔵されているときに、金属キャスクの除熱機能の異常が検知できるのでしょうか。
2:07:17	また、キャスクの除熱機能の異常要因として何を想定しているのでしょうか。
2:07:22	閉塞の判断基準は何、何か説明してくださいということです。以上です。
2:07:35	規制庁仲野です。私から十七条一つありまして、
2:07:42	許可と、
2:07:44	の整合性に関する説明書において、
2:07:47	許可のときの計測制御系統施設の中では、計測値については表示するというような表現になっていました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:07:57	これが今回設工認の中ではですね、
2:08:02	内容として掲示という表現を使ってまして、これなぜ表示というのを、形状に変えたのか。
2:08:08	また、掲示というのは許可の方針である表示ということを満たすのかどうかについて、ご説明いただきたいというのは、
2:08:16	一つです。私から以上です。
2:08:23	入場当局です。続きまして表示警報装置に関してなんですけれども、強化の添付6-6の231ページ。
2:08:33	測定データを記録及び常時する機能を有した勝率装置を設けるとともに測定値が異常な対象した場合には警報発報する設計すると。
2:08:44	新設しているんです。しておいて、今回、当該施設工認申請書においては、添付12の2496ページのところへ置いて、
2:08:54	測定したデータを秋谷塚越様に記憶するとされてます。
2:08:58	審査支援申請された設備として表示警報装置の構造でこのキャスク主盤というの底表示法装置を構成スズキと考えているかどうか。
2:09:08	ということについて、
2:09:11	説明をしていただきたいと思います。
2:09:14	また全体の系統構成図に載っておりました2890ページに、この、
2:09:21	一連の、
2:09:22	うちの、
2:09:26	接続状態とか、図1ではあるんですけれども、まずこの計測設備側のデータっていうのは綺麗を測定に対してどうかの判定っていうのは小中野間殿機器。
2:09:36	良くなってるか、そのキャスク監視盤なのか表示法装置なのか。
2:09:41	もう個別見ただけではわからなかったもので、教えていただきたい。同様に放射線監視装置側の方についても、
2:09:48	モデルポストバーに繋がってる環境監視盤なのか、エリアモニターについてるや保全の板橋なんか、浜崎安川椎野なのか、最後の表現をしますか。
2:09:59	お金のところがちょっとよくわからなかったもので、ちょっと。
2:10:03	説明をしていただきたいと。
2:10:07	十四条以上です。
2:10:22	2タイプの燃料貯蔵の城井です。今いただいた17条のコメントにつきましてはコメント対応完了、コメント対応ということで、ペーパーで
2:10:33	ご説明したいと思います。以上です。
2:10:40	議長、田仲です。よろしく願いいたします。引き続きまして18条の方に行きたいと思います。
2:10:46	十八条のまず宮路第1項第1号の要求事項として、このエリアにも伊丹設備で直接実現をすると。
2:10:56	いう、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:10:58	機会があるんですけれどもコンテンツが重要なイシイところですね。
2:11:04	この技術基準ってこの遮へい物っていうのは以前は何のことを考えてらっしゃってて、この基準による表全社車両値の側壁ってのはどこを想定して、
2:11:15	実際その振り返る個人の統一ってのは、どういう管理事例は、その話をするのかっていうところについて少し詳しい説明をしていただきたいと思ひ。
2:11:25	これは1. メッツ。
2:11:27	2点目ですけれども、
2:11:32	もちろん申請書71ページのところですが、このモニターの管理区域における外部人関わる線量当量の測定を、ゆだねる設備で河瀬関測定するとされてるんですけれども、安全測定情報をちょっと少し、
2:11:48	詳細を教えてくださいと、それではよろしくお願いいたします。
2:11:54	まず、最後にどういうことに手を挙げてございまして、申請者の総務部。
2:12:01	の方の71ページと、
2:12:07	安保センサー機器の方に関しては、指定管理するところなんですけれども、協会におきましては管理区域の計線量当量率、また空気中の方で物質濃度及びコメントオフィスを、
2:12:22	放射線業務従事者等安全認識できる適度場所に表示する設備を設けるといふことで、
2:12:28	置かれていて、
2:12:30	ただ、教授、
2:12:32	先ほどもちょっと、なかなかこの辺ちょっと感じるんですけれども、設工認申請書においては、JFポイント及び事務立てに掲示する、なおチェックポイント自体の軽減については保安規定ですね、要するとする。
2:12:45	なっていて、
2:12:46	整理表の方でもあるんですけど、でもやはり運用括弧書きで代表で整理されてるんですけれども、表示する設備を設けるとしたことに對して、この設工認を対策しないと。
2:13:00	なされた理由についての説明をお願いいたします。
2:13:04	最後ですが、こちら
2:13:08	同図の方になるんですけれども添付19-4-3で、手島須藤2000あて96ページにある97ページに、
2:13:17	本線乾燥事務系統図があるんですけれども、まず基本的には実線で書かれてる。
2:13:24	ですけれども一応雨水の配慮とか、水路で示された
2:13:29	現場の警報機ですとか、何でも示せレートはすごくあるんですけれども、これは何を意味してるのかというのを早くしていただいて実績値だけ。
2:13:39	施策に対するじゃないということであればそれがわかるような、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:13:44	にして、説明をこなしていただきたいと。
2:13:49	思います。
2:13:50	13条のコメントは以上です。あります。何かありましたらお願いいたします。
2:14:00	リサイクル燃料貯蔵の白井です。この十八条の、
2:14:05	文書につきましても、当社の考えある五名と、
2:14:10	ああいうということで例えば、まとめて別途ご説明したいと思います。
2:14:15	井上。
2:14:17	規制庁の田仲ですよろしくお願いいたします。
2:14:27	規制庁内海ですけども、
2:14:30	では続けて 20 条。
2:14:32	ごめん。
2:14:35	20 条の方やらさせていただきます。
2:14:40	20 条ですけども、
2:14:41	まず申請書の 40 ページとかに記載がありますけどもここでは受け入れ区域の床壁の一部とかですね、また地盤床面から 1.6 メートル範囲で、
2:14:54	重視をどうエアフィンとしますと記載されてるんですけども、この舗装する範囲について、もう少し具体的な、
2:15:02	建屋のどこなんですかってところの図面とかを用いるか、
2:15:06	文字でわかるんだったら文字で、具体的な場所っていうものを説明をお願いします。
2:15:12	説明の際に、アートなんですけども、これは申請書の 33 ページの火災の方なんですけども。
2:15:19	これまで本、
2:15:21	エポキシ系の樹脂を舗装するっていういっぱいがあるんですけども、ここの記載、トウコヨ 20 条の方の方の、
2:15:29	汚染防止の方とそう記載の整合ですね。
2:15:32	大石磯野場所行ってるのかとは別の場所行ってるのかとか、夜中でよくわからないので、
2:15:38	そこら辺の具体的な説明をお願いいたします。
2:15:42	で、
2:15:42	続けますけども、20 条で、先ほど申し上げた、40 ページの趣旨の二つ記載がございますけども。
2:15:49	まずこの樹脂の色は、石野りわけですね。
2:15:53	何でこの主、
2:15:55	を選定してるのかっていう、いうところと、
2:15:58	この樹脂もそれぞれの、何、それぞれどこを塗るために、何のためにこの地震を選定してるのかっていうところ選定理由。
2:16:06	についてご説明をお願いいたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:16:09	続きますけれども、先ほどの40ページ等で記載されているその1.6メートルの記載につきまして、なんで1.6メートルを入れるのかってのがちょっと許可とか、まとめ資料を見てもよくわかりませんでしたので、
2:16:22	1.6メートルの範囲の根拠、考え方につきましてご説明をお願いいたします。
2:16:29	またこれは
2:16:32	申請40ページ等に誤記がございますけども、
2:16:36	配席が浸透しが、
2:16:39	第受振ということの配布の部分なんですけどもこれあの確か許可とかどっかに記載があったと思うんですけども確かウツミとかの話だと思いますけども、今回の申請書上でですねこの排水が具体的にどういうものを、
2:16:52	想定してるかわからないので、
2:16:57	改めてですね、この排水の想定は何なんですかっていうところをご説明をお願いいたします。
2:17:03	20条は以上になります。
2:17:13	リサイクル燃料ちょっとむつの流れです。
2:17:17	コメントを趣旨理解しましたので、
2:17:21	コメント回答分で説明したいと思います。以上です。
2:17:26	私も、
2:17:48	経常的ですけども次、21条ですので、河村さんお願いできれば、
2:18:07	はい。続いて20、21条の遮へいの方に行かせていただきます。
2:18:21	21条ですけどもまず、本日のないんですけどもヨシムラの方のコメントで節2-3の002開示の方で、
2:18:35	金属キャスク頭部事故方向の表面線、線量率の、
2:18:42	方スキーステートの相違について、監視装置の有無を要因としてますが、第4類、第4表(1)からは、構造材放射化による線量率の差異が大きくなっており、通りますと、
2:18:58	ですので監視装置の有無と本要因との関連について説明してくださいということです。
2:19:07	二つ目ですけども、
2:19:14	遮へい計算、遮へい評価の方ですね、直接線及びスカイシャインの評価。
2:19:22	こちらの申請書の添付4-2の別添2に書かれてるもの。
2:19:27	並びに建屋の遮へい強化こちらは別添3に書かれてるものなんですけども、こちらの、
2:19:34	二つの評価において期待する者経済っていうのが、添付4-2。
2:19:41	第2-1表のコンクリート平気とルーバーのみでしかっていうコメントです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:19:46	こちら要目表とか見ますと、遮へい扉について寸法とか入れてはおるんですけども、遮へい扉について期待するかどうかというのは聞いているものでして。
2:20:02	コメントの趣旨としては、申請書4-2の、
2:20:08	849とか850851って建屋のモデル図があるんですけども。
2:20:15	このモデル図の中に、遮へい扉をモデルとして含んでる場合はここが、
2:20:21	ここに遮へい扉モデルとして入れてますっていうのを、わかるようにしていただければ、
2:20:28	なんていうんですかね。
2:20:30	この線量評価の計算の中で遮へい扉と遮へい併記としゃべるバー、適切に入れて評価してるんだなっていうのがわかりますので、
2:20:41	そのモデル図の方をちょっと、もし下へ飛びれてるのであれば見直していただきたいというコメントです。
2:20:50	私からは以上です。
2:20:57	規制庁の鈴木です。
2:20:59	今のカワムラからのコメントと、
2:21:03	かぶるところが、
2:21:05	あるんですけども。
2:21:09	全体的に遮へい材。
2:21:11	どのような遮へいを考慮しているのかっていうのが図面ですとか
2:21:15	要目表からわからないっていうか、
2:21:18	です。明確じゃないということでして
2:21:22	等はPDFの824ページ。
2:21:26	828ページの
2:21:29	主要仕様に遮へい扉に係る記載がない理由を説明してくださいということ、
2:21:36	あと、
2:21:37	旧機構の迷路構造、遮へい2次計算で考慮されてるんじゃないかなと思うんですけどもこれが、
2:21:45	遮へいせずに含まれてない理由、
2:21:49	について説明してくださいという。
2:21:51	ことです後、
2:21:54	遮へい計算につきまして、
2:21:57	今、宗で申しあげましたように、
2:22:02	遮へい材の形状ですとか寸法、材料とか、どんなのを考慮しているのかっていうのは
2:22:09	明確にしてくださいということです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:22:13	佐瀬記者へ木野常務は、館これぐらいの厚さですとかって言ってるんですけどその上部ってのはちょっとどこかわからないですか、
2:22:21	遮へい機のSSGⅢとか、
2:22:25	その辺もちょっと場所がわからない。
2:22:28	これちょっと、はい。というのがありまして、
2:22:32	あと、
2:22:34	651 ページの解析モデルにおきまして
2:22:37	社平均。
2:22:39	ワード社遮へい扉っていうのがあると思うんですけどもその
2:22:44	遮へい扉。
2:22:46	末残とその、
2:22:48	遮へい兵器の厚さですねその辺の関係を考えて
2:22:53	この解析モデルで、
2:22:55	評価できるっていう根拠について説明してくださいという。
2:22:59	あと、
2:23:01	856 ページから 859 ページに
2:23:05	評価 1 の、
2:23:07	選定理由。
2:23:08	そして最大線量となる根拠等が、
2:23:12	示されてると思うんですけども。
2:23:16	今の、
2:23:17	お伝えしましたように
2:23:19	遮へい扉とかの位置との関係で、
2:23:24	果たして本当にそこが最大になるかっていうのはちょっと、
2:23:29	1名ではないと思いますのでその根拠を説明していただけないでしょうかという。
2:23:35	古藤です。
2:23:37	あと、
2:23:39	別に
2:23:41	どのような遮へいを考慮してるかっていうのがちょっと不明確なものですから
2:23:47	できましたら
2:23:49	遮へい、
2:23:50	評価結果についてコンター図とかで示していただければ、
2:23:56	わかりやすいと思います。
2:24:00	あと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:24:01	続けますけども、
2:24:04	宣言としまして 841 ページ、853 ページに書かれてます宣言としまして、
2:24:12	影響は少ないと思うんですけども。
2:24:15	放射性廃棄物、200 リットルドラム缶。
2:24:19	100 本相当。
2:24:21	考慮していない理由について説明してくださいという。
2:24:24	等々、
2:24:25	あと、
2:24:27	ですね
2:24:28	ケーブル間通行につきまして、
2:24:31	3 点ありまして、
2:24:34	まず 1 が
2:24:36	非
2:24:38	P D F の 780 ページの図 3-2 等、
2:24:42	864 ページの、
2:24:44	添付 5 水を立地してない理由を説明してくださいということとあと、
2:24:50	この、
2:24:51	貫通孔がですね 3 ヶ所あるってことですけども、その、
2:24:57	位置とか形状とか寸法がちょっと明確ではないので、
2:25:01	示してくださいということと、あと、
2:25:07	851 ページの解析モデルにおいて、この
2:25:11	貫通孔の考慮をしたのかしてないのかですとかあと、
2:25:15	漏えい線量、
2:25:16	評価に対するこの
2:25:18	貫通孔の影響。
2:25:20	定量的に、
2:25:21	説明してくださいということと、
2:25:25	あと、
2:25:26	もうマットでこの間通行の隙間を埋めますと言ってますけども
2:25:31	埋めることによって放射線業務従事者等の被ばくを、
2:25:36	原料、ガンマ線と中性子線もあると思うんですけども、それを十分に低減できる根拠について説明してくださいという。
2:25:45	古藤です。
2:25:48	私からは以上です。
2:25:50	規制庁田口です。続けて、もう 1 問ですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:25:55	平成 22 年の設工認では、
2:25:59	遮へいざいとしてコンクリートの、
2:26:03	健全性評価をして、65 度以下になるよっていう資料がついてます。
2:26:11	何その記載を、
2:26:13	どうしたかっていう考え方を知りたいなと思ってます。
2:26:19	というのは
2:26:20	建屋の
2:26:23	除熱解析をやり直したので、
2:26:25	変更なければ書いてないっていうのがあるんですけど。
2:26:29	解析をし直して、結果が変わっ
2:26:33	てるんですね。
2:26:35	なので、
2:26:38	除熱設計のところで見てくださいっていうか、
2:26:44	或いは、
2:26:45	いずれにしてもその、
2:26:48	記載落としたっていう、何か理由があるでしょうから、それを、
2:26:55	本間
2:26:57	コメント回答でいただければと思います。私からは以上です。
2:27:05	はい。RFS 東京フルヤです。RFS パラの。
2:27:10	発言でよろしいでしょうか。
2:27:14	はい。よろしく申し上げます。
2:27:19	はい。改めまして RS 東急フルヤです。一番、私からキャッシュ食うの遮へいの説明に関する確認の発言をしたいと思います。二つあります。
2:27:30	一つ目は一番初めにおっしゃられた形との相違ですね。
2:27:36	監視装置等、構造材公社化の話、これについては業者の要員関係性を、コメント回答にて説明したとしたいと思います。
2:27:47	最後二つ目ですけれども、
2:27:50	建屋の話の中でしたかコンテンツを示してくれというお話ありました。そしてですね我々 CHASTE のコンターツかなと思っていたんですが、これは
2:28:00	建屋の訃報のコンター図という理解でしょうか。以上 2 点です。お願いします。
2:28:08	規制庁の杉です。はい。建屋のコンター図という。
2:28:12	なのでお願いしたんですけどやはりちょっと難しいんでしょうか。
2:28:22	バレーフィルム本社カトウです。
2:28:25	すみません建屋のコンター図というものは非常に難しいと思っております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:28:32	以上です。
2:28:35	規制庁の鈴木です。
2:28:37	でしたら
2:28:40	評価一位の選定した理由を、
2:28:44	なぜここで評価、
2:28:47	評価1として、
2:28:50	適当かっていう理由とその、
2:28:53	その戦略その線量を
2:28:58	そうですね
2:28:59	ちゃんと。
2:29:01	そこがなぜ高くなるかっていう理由がちょっとわかるような資料にしていただければと思います。
2:29:13	はい。武藤武者カトウです。ですね、こちらの方その選定した場所とか、その最終的
2:29:22	どこの時点がなくなったのかっていう説明の、
2:29:25	をすることでちょっとここのコンター図を変えさせていただければと思います。
2:29:30	院長になります。
2:29:36	規制庁の鈴木です。
2:29:38	よろしくお願いします。
2:29:54	RFS東京フルヤです。RFSからの
2:29:59	追加のコメントとか、
2:30:02	よろしいですかまずお願いします。
2:30:08	本設シライです。21条関係で、追加の武藤氏からコメントと。
2:30:15	確認した時はございません。
2:30:23	税調カワムラです。衛藤。
2:30:26	お伝えにしたいコメントについては印象になりますけども、全体として、
2:30:31	RFSの方で何か、
2:30:34	確認漏れ等ないでしょうか。
2:30:48	しました。
2:30:50	こちら、自宅上のちょっと難しシライです。本橋側からは、
2:30:57	追加の確認事項はございません。
2:31:12	はい、荒井です。
2:31:15	東京さん、大丈夫でしょうか。
2:31:19	はい。レスト表のです。こちら大丈夫です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:31:23	はい。規制庁カワムラで承知いたしました。そうしますと本日お伝えしたいことについては以上になります。ちょっとですね次回以降のヒアリングについてお話をさせていただければと思うんですけども。
2:31:41	江藤。
2:31:43	今年1月以降ですね、技術基準の各条文に対してこちらからコメント等を、ヒアリングの場でお伝えしておりますが、
2:31:53	これに対する回答については
2:31:57	可能な限り1県一行。
2:32:00	の形でコメント回答資料として、提出していただければと思います。ある程度回答がまとまった段階でまとめ資料、
2:32:12	まとめ資料じゃないすみません、補足説明資料等に反映していただければと思う、思います。また回答資料を作成する際にですね、
2:32:23	その回答の内容について補正補正等で申請書を改める場合はその旨、一言入れていただければ。
2:32:34	後で補正された際に、あれが抜けてるとかこれが抜けてるみたいな話にならないのかなと思うので、ちょっとその点对応していただければと思います。
2:32:49	事故以降についてなんですけども審査会合コメントに対する回答をちょっと、そろそろ回答いただきたいという話をさせていただいております
2:33:01	多数提出通を目途としておりますっていう話だったかと思うんですけどもそれを、
2:33:08	ちょっと来週以降でヒアリングセットさせていただければと思ってまして、その際に、これまでにお出し、こちらから行ったコメントに対して、コメント回答あったもので、
2:33:22	議論できるものについては議論していければと思っております。私の方からは以上になります。
2:33:29	何かRFSのアワーで。
2:33:33	確認等ございますでしょうか。
2:33:49	はいターレスと長のですはい。衛藤ナカノ中に1件一様でということでしたがちょっと明日お出しする資料にすでにちょっと入れてるものもございますのでそこについては、ちょっともうすでに、
2:34:01	入れちゃっておりますのでその旨を、コメント回答の1の方に記載したいと思います。
2:34:07	その他の点は特にございません。六つ側で何かございますでしょうか。
2:34:17	こちらも同斜シライです。Web当社側から特に追加の確認等ございません。
2:34:30	はい。承知いたしました。
2:34:33	うん。そうですね等、1件1様な形で対応できないようなものがあればコメント会、コメント管理管理表の方で、
2:34:44	その旨管理していければいいのかなと思っております。私の方からは以上ですので、衛藤アカイシさん、あと、よろしく願いいたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:34:56	はい。季節アカイシです。
2:34:58	すいません特になければ終わろうと思うんですがすいませんちょっと冒頭でですねR F S側出席者の確認だけちょっと抜けておりましたので、最後に出席者だけご説明させて、ご説明いただいてよろしいですか。
2:35:11	はい。上がる施設東京事務所のです。東京側ですが、当社から10名です。
2:35:20	シライ田副設定製造部長含め10名です。この中にはWebで参加しております三枝と越智浦を含みます。
2:35:29	それからこの会場から東京電力さん、嶋グループマネージャーほか、合計二名参加されています。
2:35:37	あと日本原子力発電の根井高田さんのウェブから参加をされています。東京サイドは以上です。陸奥本社側の参加者紹介をお願いします。
2:35:48	はい。みずほ社のシライです。三橋佐川ですが、少し、
2:35:53	赤坂センター長を含め、17名が出席してございます。
2:36:03	はい。季節アカイシです。ありがとうございました。
2:36:05	それではただいまをもちまして2月9日のR F Sの設工認に係るヒアリングを終了したいと思います。ありがとうございました。
2:36:15	ありがとうございました。ありがとうございました。
2:36:17	イトウ様でした。嘘でした。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。